

参 考 资 料

参考資料 自殺予防対策に係る施策に係る目的、効果の評価等、予算額及び決算額

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
1 自殺の実態を明らかにする取組	内閣府	○諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策と自殺統計等に関する調査」を実施。		様々な角度から、自殺の実態解明に向けた調査を実施することにより、自殺対策に関する課題等を明らかにするとともに、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化等にも対応した自殺対策を推進することを目的とする。			○
1 自殺の実態を明らかにする取組	内閣府	(1) 解明のための調査の実施	○警察庁、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも活用して自殺の地域特性を分析し、公表予定。また自殺未遂者等に関する調査・分析を実施予定。	様々な角度から、自殺の実態解明に向けた調査を実施することにより、自殺対策に関する課題等を明らかにするとともに、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化等にも対応した自殺対策を推進することを目的とする。			
1 自殺の実態を明らかにする取組	内閣府	(1) 解明のための調査の実施 自殺防止等に必要対策及び自殺総合対策大綱、自殺対策加速化プラン等に基づく施策の実施状況等の検証、評価等を検討するため、外部の専門家等をメンバーとした調査研究会を開催する。	自殺総合対策推進・検証等経費 自殺防止等に必要対策及び自殺総合対策大綱、自殺対策加速化プラン等に基づく施策の実施状況等の検証、評価等を検討するため、外部の専門家等をメンバーとした調査研究会を開催する。	自殺対策推進会議は、自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)に基づき、施策の実施状況の評価並びにこれを踏まえた施策の見直し及び改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させるため開催するもの。			○
1 自殺の実態を明らかにする取組	内閣府	(1) 解明のための調査の実施 自殺総合対策会議における自殺対策に関する重要事項の審議等に資するため、国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における自殺対策の様々な取組等を把握する。	自殺総合対策会議における自殺対策に関する重要事項の審議等に資するため、国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における自殺対策の様々な取組等を把握する。	様々な角度から、自殺の実態解明や国民の自殺に対する意識等を調査することにより、自殺対策に関する課題等を明らかにするとともに、社会情勢や自殺をめぐる諸情勢の変化等にも対応した自殺対策を推進することを目的とする。			○
1 自殺の実態を明らかにする取組	内閣府	(6) 既存資料の利活用の推進 ○平成22年4月以降、毎月、都道府県別及び市区町村別(自殺者の生前の居住地及び発見地)等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、8月分まで月別の「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を実施。		各地方公共団体における地域の特性に応じた施策の推進に資することを目的として、地域ごとの比較を可能とするため、警察庁の管轄を合わせて行政区分と一致させた地域(原則人口10万人以上)を設定し、当該地域ごとに性別、年代、原因・動機、職業、場所等の状況を整理している。			
1 自殺の実態を明らかにする取組	内閣府	(6) 既存資料の利活用の推進 ○9月分以降は、内閣府経済社会総合研究所に設置した分析班でより詳細な分析を行うこととなり、警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、平成22年9月および平成22年次(暫定値)における都道府県、市区町村別の自殺の基礎資料を作成・公表。	○警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表予定。	地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、自殺分析班において、警察庁から提供を受けた自殺データ(平成23年7月19日集計)に基づいて、平成21年、22年の全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計したもの。			○
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	内閣府	(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ○「いのちの日(12月1日)を中心に、働き盛り世代(30代～60代)をターゲットとした「睡眠キャンペーン」を実施。さらに新橋駅前において街頭キャンペーンを実施(平成22年12月1日)。		我が国における自殺者数は、平成10年から12年連続で3万人を超えているが、その中でも、中高年男性の自殺がもっとも多く、中高年の自殺で、「うつ」が原因となっているものは少なくないが、「うつ」の症状では、本人の自覚はいちもも多く、家族や周りの人も気づきにくい傾向がある。そのような中で、「うつ」の症状の中で、もっとも自覚しやすいものは「不眠」であり、2週間以上継続する不眠の早期発見が、うつ病の早期発見・早期治療、ひいては自殺予防につながるから、「睡眠」の問題を切り口として、「うつサイン」に気づいてもらうこと、早めの専門機関への受診を促すことがキャンペーンの目的である。			○
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	内閣府	(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ○「自殺予防週間(平成22年9月10日～16日)」において、 ① 関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ。 ② 引き続き不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、内閣府自殺対策推進室Webサイトの特設サイトをリニューアル。さらに、東京駅前において街頭キャンペーンを実施(平成22年9月10日)。 ③ 著名人によるメッセージムービーを作成、Webサイトで公開(平成22年9月10日～) ④ 東京都において「自殺対策国民会議2010」を開催(平成22年9月10日)。	○「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかける予定。	自殺予防週間は、当該期間中における集中的な啓発事業の実施を通して、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法及び自殺者の親族等に対する支援の必要性等について国民の理解の促進を図ることを目的とする。			○
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	内閣府	(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 ○「自殺対策強化月間(平成23年3月)」において、 ① 関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ。 ② テレビ、新聞、インターネット、鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施。 ③ 周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマに「気づき」を促すキャンペーンを実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室Webサイト内に開設。 ④ 「ゲートキーパー養成研修用DVD」や「ゲートキーパー一般啓発用DVD」、「ゲートキーパー養成研修用テキスト」、「誰でもゲートキーパー手帳」などのゲートキーパー養成用の資料を作成し、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課に配布。 ⑤ 「自殺対策強化月間」に向けて「自殺対策ファーストエイドワークショップ」を開催(平成22年11月25日)。	自殺総合対策啓発推進経費 国民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるため、自殺総合対策に関するポスターや小冊子等の啓発資料を作成・配布する。	我が国の自殺者数は、平成10年以降、13年連続して3万人を超える高い水準で推移する大変憂慮すべき状況にあると見做し、自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)において、毎年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とも連携して、重点的に広報啓発活動を展開するとともに、関係施策を強力に推進することとされた。 これを受け、経済団体、労働団体、関係する職能団体、当事者等の団体及び支援団体、関係する学会、直接自殺対策に関する活動を行っている団体や、その他の広い意味での自殺対策に資する活動を展開している団体及び自殺対策に関する普及啓発事業等に協力することのできる全国組織・体制を有する団体等、できる限り幅広い団体からの協力を得て、専門家が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとする。			○
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	内閣府	(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 自殺総合対策啓発推進経費 国民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるため、自殺総合対策に関するポスターや小冊子等の啓発資料を作成・配布する。	自殺総合対策啓発推進経費 国民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるため、自殺総合対策に関するポスターや小冊子等の啓発資料を作成・配布する。	自殺について誤解や偏見をなく正しい知識を普及啓発するとともに、国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう広報啓発活動に取り組み、国民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を含め、自殺対策の防止等に資することを目的とする。			○
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	内閣府	(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 自殺総合対策啓発推進経費 自殺に関する国民の理解を図るため、自殺予防週間(9/10～16)を中心に、シンポジウムを開催する。	自殺総合対策啓発推進経費 自殺に関する国民の理解を図るため、自殺予防週間(9/10～16)を中心に、シンポジウムを開催する。	自殺予防週間は、当該期間中における集中的な啓発事業の実施を通して、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法及び自殺者の親族等に対する支援の必要性等について国民の理解の促進を図ることを目的とする。			○
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	内閣府	(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施 自殺総合対策啓発推進経費 年末、年度末や自殺の多発が懸念される時期に、自殺予防のための広報啓発キャンペーンを集中的に実施する。		自殺について誤解や偏見をなく正しい知識を普及啓発するとともに、国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう広報啓発活動に取り組み、国民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を含め、自殺対策の防止等に資することを目的とする。			○
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	内閣府	(1) 地域における相談体制の充実 ○「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大。	○「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大予定。	自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)では、地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図るため、相談しやすい体制の整備を促進することとしている。 このため、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定することにより、より多くの人が相談しやすい体制の整備を図るとともに、多職種等の社会的要因に関する各種相談窓口等との連携に努めるものとする。			○
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	内閣府	(1) 地域における相談体制の充実 ○「こころの健康相談統一ダイヤル」参加自治体による意見交換会を実施(平成22年4月22日)。					

(単位:千円)

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
31,020	-	0	-	40,367	(内数)	-	-	0	-					
	-		-							0	-	0	-	
5,692	-	0	-	40,367	(内数)	-	-	0	-	5,806	-	0	-	
31,020	-	0	-	40,367	1(1) 再掲 (内数)	-	-	0	-	20,399	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-					
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
14,249	(内数)	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-					
14,249	2(1) 再掲 (内数)	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-	141,164	-	0	-	
14,249	2(1) 再掲 (内数)	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-					
9,689	-	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-	10,587	-	0	-	
8,414	-	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-	8,421	-	0	-	
14,249	-	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-					
5,264	-	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-	5,264	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-					

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(1)地域における相談体制の充実	内閣府	○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実。	○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実予定。	自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的とする。		○
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進	内閣府	○青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容を周知するため、広報資料の配付等を通じて、啓発活動を実施。	○青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容を周知するため、広報資料の配付等を通じて、啓発活動を実施予定。	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備していくため、国及び地方公共団体に、家庭におけるフィルタリングの利用の普及施策や、青少年におけるインターネットの適切な利用に関する事項について教育啓発活動を行うよう、都道府県等に依頼。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進	内閣府	○青少年のインターネット利用環境実態調査(平成22年9月)等の各種調査を実施。	○青少年のインターネット利用環境実態調査等の各種調査を実施予定。	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、18歳未満の青少年がインターネットへの接続に用いる携帯電話やパーソナルコンピュータ等について、民間事業者がフィルタリングの提供などが義務付けられるとともに、保護者に対しては、その保護する青少年に適切にインターネットを利用させる責務などが課せられることとなったため、平成21年度に引き続き、青少年及びその保護者を対象として、インターネットの利用状況、フィルタリングの認知及び普及の状況並びにフィルタリングの改善ニーズ等を調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(8)インターネット上の自殺予告事案等への対応等	内閣府	○検索サイト管理者等との意見交換を実施。	○引き続き、検索サイト管理者等との意見交換を実施。	自殺対策加速化プランの15、社会的な取組で自殺を防ぐに際して、「自殺予防サイトの優先表示プログラム」等の自主的な取組を促すとともに、検索サイト管理者への研究情報の提供や意見交換を実施する。」とされていることに基づき、検索サイト関係者等との意見交換を実施。		○
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(11)報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	内閣府	○内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトに、WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知。	○引き続き、内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトに、WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知。	WHOが自殺予防の手引きとして、作成している「自殺予防メディア関係者のための手引き」では、メディア関係者が自殺関連報道をする際に注意すべき点がまとめられていることから、掲載、周知。		○
9 民間団体との連携を強化する取組	(1)民間団体の人材育成への支援	内閣府	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の人材育成への支援を実施。	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の人材育成への支援を実施予定。	自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的とする。		○
9 民間団体との連携を強化する取組	(2)地域における連携体制の確立	内閣府	○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介(平成22年7月23日、11月26日、23年2月23日)。	○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した優れた取組を紹介し、広く普及を推進予定。	自殺対策の推進に当たっては、国、地方公共団体等が密接に連携する必要があります。このため、内閣府では、関係省庁の協力の下、都道府県及び政令指定都市の自殺対策主管部局に対し、政府の方針、予算の周知等を図るとともに、情報交換等を行う、全国自殺対策主管課長等会議を開催することとしている。		○
9 民間団体との連携を強化する取組	(2)地域における連携体制の確立	内閣府	地域における自殺者遺族支援団体自立化支援等事業 既存の民間団体で中核となって活動している人に対する研修を行うなど、設立後間もない自殺者遺族等の自助グループを支援する。	地域における自殺者遺族支援団体自立化支援等事業 既存の民間団体で中核となって活動している人に対する研修を行うなど、設立後間もない自殺者遺族等の自助グループを支援する。	民間団体と連携して遺族等の支援を行うとともに、遺族等の支援を行う民間団体が自立し、長寿を生かした活動を自主的に行うことができるよう支援することを目的とする。		○
9 民間団体との連携を強化する取組	(3)民間団体の電話相談事業に対する支援	内閣府	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施。	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業への支援を実施予定。	自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、都道府県に設置する地域における自殺対策を緊急に強化するための基金の造成に必要な経費を交付し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策力を強化することを目的とする。		○
9 民間団体との連携を強化する取組	(3)民間団体の電話相談事業に対する支援	内閣府		○電話相談について、電話番号の全国共通化について検討。	自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)では、地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図るため、相談しやすい体制の整備を促進することとしている。 このため、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定することにより、より多くの人が相談しやすい体制の整備を図るとともに、多重債務等の社会的要因に関する各種相談窓口等との連携に努めるものとする。		
9 民間団体との連携を強化する取組	(3)民間団体の電話相談事業に対する支援	内閣府		自殺予防相談体制整備充実等経費 都道府県及び政令指定都市が実施している自殺防止に資する電話相談事業に、全国共通の一つの電話番号を設定し、その月額使用料及び工事費を負担する。	自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)では、地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図るため、相談しやすい体制の整備を促進することとしている。 このため、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定することにより、より多くの人が相談しやすい体制の整備を図るとともに、多重債務等の社会的要因に関する各種相談窓口等との連携に努めるものとする。		
9 民間団体との連携を強化する取組	(4)民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	内閣府	自殺予防相談体制整備充実等経費 都道府県及び政令指定都市が実施している自殺防止に資する電話相談事業に、全国共通の一つの電話番号を設定し、その月額使用料及び工事費を負担する。		自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)では、地域における心の健康づくり推進体制の整備の一環として、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図るため、相談しやすい体制の整備を促進することとしている。 このため、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定することにより、より多くの人が相談しやすい体制の整備を図るとともに、多重債務等の社会的要因に関する各種相談窓口等との連携に努めるものとする。		○

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
2,024	-	0	-	342	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
17,795	-	0	-	22,695	-	-	-	0	-	14,977	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
11,113	-	0	-	3,913	(内数)	-	-	0	-	6,923	-	0	-	
768	-	0	-	3,913	(内数)	-	-	0	-	759	-	0	-	
11,113	-	0	-	3,913	9(1) 再掲 (内数)	-	-	0	-	6,923	9(1) 再掲	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
	-		-		-	-	-		-	5,264	6(1) 再掲	0	-	
	-		-		-	-	-		-	5,264	6(1) 再掲	0	-	
5,264	-	0	-	68,461	(内数)	-	-	0	-					

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)		自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)		施策の目的 (平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等 (平成22年度)		自殺予防対策関係 (平成22年度)	
		自殺総合対策推進・検証等経費	自殺総合対策推進・検証等経費	自殺総合対策推進・検証等経費	自殺総合対策推進・検証等経費		目的	評価等	目的	評価等
10 上記に該当しないもの	内閣府	自殺総合対策推進・検証等経費 自殺防止等に必要の対策及び自殺総合対策大綱、自殺対策加速化プラン等に基づく施策の実施状況等の検証、評価等を検討するため、外部の専門家等をメンバーとした調査研究会を開催する。	自殺総合対策推進・検証等経費 自殺防止等に必要の対策及び自殺総合対策大綱、自殺対策加速化プラン等に基づく施策の実施状況等の検証、評価等を検討するため、外部の専門家等をメンバーとした調査研究会を開催する。	自殺総合対策推進会議は、自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)に基づき、施策の実施状況の評価並びにこれを踏まえた施策の見直し及び改善等についての検討に民間有識者等の意見を反映させるため開催するもの。				-		-
10 上記に該当しないもの	内閣府	自殺総合対策会議経費 自殺総合対策会議の運営等を行う。	自殺総合対策会議経費 自殺総合対策会議の運営等を行う。	自殺対策基本法(平成18年6月21日法律第85号)に基づき、平成18年10月に設置された自殺総合対策会議において、政府が推進すべき自殺対策の基本的かつ総合的な指針である大綱の策の作成や関係行政機関相互の調整、自殺に関する重要事項の審議、自殺対策の実施の推進を行うこととしている。				○		
10 上記に該当しないもの	内閣府	自殺総合対策年次報告作成経費 年次報告書作成等を行う。	自殺総合対策年次報告作成経費 年次報告書作成等を行う。	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第10条の規定に基づき、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況について、政府が毎年、国会に提出しているもの。				○		
内閣府計		(施策数)	22	19					21	0
1 自殺の実態を明らかにする取組	(6) 既存資料の利活用	警察庁	○平成21年中における自殺の概要資料を公表(平成22年5月)。 ○平成22年中における自殺の概要資料を公表(平成23年3月)。	○平成23年中における自殺の概要資料を公表。	警察は、検視等の警察活動を通じ、自殺の実態をある程度把握し得る立場にあることから、その実態を可能な範囲で統計上明らかにし、関係機関等による自殺の防止のための諸対策に役立てていただくため、自殺統計業務を行っているものである。				○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(6) 既存資料の利活用	警察庁	○平成22年5月分から毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値・暫定値として公表。	○毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値・暫定値として公表。	警察は、検視等の警察活動を通じ、自殺の実態をある程度把握し得る立場にあることから、その実態を可能な範囲で統計上明らかにし、関係機関等による自殺の防止のための諸対策に役立てていただくため、自殺統計業務を行っているものである。				○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(6) 既存資料の利活用	警察庁	○「いのちを守る自殺対策緊急プラン」に基づき、平成22年4月分から毎月の月別自殺統計データ(全国、都道府県別及び市区町村別)を内閣府へ提供。		警察は、検視等の警察活動を通じ、自殺の実態をある程度把握し得る立場にあることから、その実態を可能な範囲で統計上明らかにし、関係機関等による自殺の防止のための諸対策に役立てていただくため、自殺統計業務を行っているものである。				○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(6) 既存資料の利活用	警察庁	○平成21年度「自殺対策強化月間」の実施に伴う自殺統計データを内閣府へ提供(平成19年、20年の3月分の全国及び都道府県別、平成21年分(暫定値)の全国、都道府県別及び市区町村別)。		警察は、検視等の警察活動を通じ、自殺の実態をある程度把握し得る立場にあることから、その実態を可能な範囲で統計上明らかにし、関係機関等による自殺の防止のための諸対策に役立てていただくため、自殺統計業務を行っているものである。				○	
2 自殺の実態を明らかにする取組	(6) 既存資料の利活用	警察庁	○自殺統計原票データを内閣府へ提供(平成17年～21年、平成22年1月～9月)(平成22年11月) ○平成22年10月分から毎月の自殺統計原票データ(暫定値)を内閣府へ提供。 ○平成22年中の自殺統計原票データ(確定値)を内閣府へ提供(平成23年3月)。	○自殺統計原票データを内閣府へ提供。	警察は、検視等の警察活動を通じ、自殺の実態をある程度把握し得る立場にあることから、その実態を可能な範囲で統計上明らかにし、関係機関等による自殺の防止のための諸対策に役立てていただくため、自殺統計業務を行っているものである。				○	
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(8) 遺族等に対する社会的な取組	警察庁	○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関する業務に従事する場合には、自殺者の名や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。	○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関する業務に従事する場合には、自殺者の名や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組む予定。	自殺者の名や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等に配慮し、これを不当に傷つけることのないよう、引き続き、適切な遺族対応等に取り組むこととしたものである。				○	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(6) 危険な場所、薬品等の規制等	警察庁	○行方不明者の届出主体の拡大、届出手続の利便化等と内容とする国家公安委員会規則(平成22年4月1日施行)の制定を踏まえ、自殺のおそれがある行方不明者の発見活動に努めた。	○自殺のおそれがある行方不明者の発見活動のより確実な実施を図っていく。	行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)は、行方不明者発見活動が警察の責務を達成するための重要な活動であることを明確に示し、当該活動のより確実な実施を図るため、家出入発見活動要綱の規定の形式を次長通達から国家公安委員会規則に改めた上、発見のための活動、発見時の措置等に関し必要な事項を定めるもの。				○	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	警察庁	○インターネット上における違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼を行うホットライン業務を民間に委託して、インターネット・ホットラインセンターとして運用し、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。 また、都道府県警察においても同様に自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。	○インターネット上における違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダ等への削除依頼を行うホットライン業務を民間に委託して、インターネット・ホットラインセンターとして運用し、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。 また、都道府県警察においても同様に自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。	インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していくためには、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、電子掲示板の管理し、自殺防止措置依頼等を行う団体を設置することが重要であることから、ホットラインセンターを設置することとしたものである。				○	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(8) インターネット上の自殺予告事案等への対応	警察庁	○都道府県警察では、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺防止措置を実施。	○都道府県警察では、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺防止措置を実施。	インターネット上で自殺予告事案が発生し、人命保護の観点から緊急に対処する必要がある場合に、電子掲示板の管理人やインターネット接続サービスに係るアクセスプロバイダと連携して迅速かつ円滑に発信者を特定し、必要な措置を行うための対処要領を示した「インターネット上の自殺予告に係る対処要領」を制定。 「インターネット上の自殺予告に係る対処要領の制定について」(平成17年10月5日付け警察庁丁請発第81号警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長通達)において、各都道府県警に対し、インターネット上の自殺予告事案への的確な対応に努めるよう依頼。				○	
警察庁計		(施策数)	7	7					7	0
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	金融庁	○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の方針等について再周知を実施(平成23年2月21日)。	○引き続き、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の方針等について周知。	借金問題を抱えた相談者は、長年借金苦に耐えてきたため、極度の精神的・肉体的疲労を抱え、自殺に追い込まれる人もいることから、相談者を安心させ、適切な相談機関を紹介する観点から、多重債務相談に対応する際の方針等について周知を実施している。				○	
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	金融庁		○多重債務者に対するカウンセリング・相談体制の改善・強化を図るため、経験の浅い相談員でも活用することができる、より実践的な「多重債務相談の手引き」を作成・配布予定。	「多重債務問題改善プログラム」、「借り手対策」に基づき、多重債務者相談のための相談マニュアルを平成19年より作成してきたところ。また、昨年6月18日に実施された改正貸付法の完全施行に際しては、同法の完全施行を円滑に実施するための施策として「借り手の目録に立った10の方策」が取りまとめられ、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」を図ること、さらに具体的な施策として「経験の浅い相談員でも活用することができる実践的な「相談マニュアル」を作成することが掲げられている。これらを踏まえ、実践的な「相談マニュアル」を作成するため、関係庁及び有識者による「多重債務者カウンセリング・相談 タスクフォース」における検討を踏まえ、今後、従来の「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、実践的なマニュアルとして「多重債務者相談の手引き」を作成・公表。				○	

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額		再掲等
5,692	1(1)再掲	0	-	40,367	1(1)再掲(内数)	-	-	0	-	5,806	1(1)再掲	0	-	
5,222	-	0	-	40,367	(内数)	-	-	0	-	5,280	-	0	-	
6,130	-	0	-	40,367	(内数)	-	-	0	-	6,441	-	0	-	
164,777		0		23,037				0		226,021		0		
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
154,879	(内数)	0	-	144,900	(内数)	民間団体	委託	144,900	(内数)	138,762	(内数)	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
0	(注)	0		0	(注)			0	(注)	0	(注)	0		
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
										9,200	-	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)		
						目的	評価等	
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	金融庁	○多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施(平成22年12月2日)。	「多重債務問題改善プログラム」の各施策について、「多重債務対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。」とされている。	全国の財務局等(財務支局、沖縄総合事務局を含む)及び地方自治体における多重債務相談の状況を把握するため、財務局等、都道府県、市町村に対し、平成20年度の相談状況に関するアンケート調査を実施し、結果を金融庁HPにて公表			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	○多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施(平成22年12月2日)。	「多重債務問題改善プログラム」の各施策について、「多重債務対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。」とされている。	全国の財務局等(財務支局、沖縄総合事務局を含む)及び地方自治体における多重債務相談の状況を把握するため、財務局等、都道府県、市町村に対し、平成20年度の相談状況に関するアンケート調査を実施し、結果を金融庁HPにて公表			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	○平成22年度「多重債務者相談強化キャンペーン2010」において、都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体及び財務局が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会を実施(平成22年9月～12月)。	○平成22年度に引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン」に基づき、都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会、中小企業団体及び財務局が共同で、消費者及び事業者向けの無料相談会を実施	「多重債務者相談強化キャンペーン2010」の成果や都道府県の多重債務問題への取組状況等について把握するため、調査を実施。震災の影響により、未提出の3県(岩手県、宮城県及び福島県)以外の44都道府県を集計した結果、相談者から自殺関連相談機関の連絡先を照会している都道府県数は26、相談窓口への相談を一層強化することとする。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	○「あなたは大丈夫?キャンペーンー貸金業法が大きく変わります!ー」において、多重債務者相談窓口の認知向上のための取組を実施(平成22年6月～)。	○平成22年度に引き続き、多重債務相談の実施や、多重債務相談窓口及び改正貸金業法の周知を目的とした「あなたは大丈夫?キャンペーンー貸金業法が大きく変わります!ー」を実施。	「多重債務者相談強化キャンペーン2010」実施要領において、以下のとおり普及されている。 必要に応じて、各都道府県、政令指定都市の自殺対策担当部署との連携体制のより一層の整備に努める(例えば、自殺関連の相談が寄せられた場合に、当該相談者が多重債務に陥っていることが判明したときは、当該都道府県、市区町村の多重債務者向け相談窓口へ誘導できるよう、事前に連絡先等を周知する等の体制を整えておくことが考えられる。)	「多重債務者相談強化キャンペーン2010」の成果や都道府県の多重債務問題への取組状況等について把握するため、調査を実施。震災の影響により、未提出の3県(岩手県、宮城県及び福島県)以外の44都道府県を集計した結果、相談者から自殺関連相談機関の連絡先を照会している都道府県数は26、相談窓口への相談を一層強化することとする。	○	○
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	相談窓口整備事業	相談窓口整備事業	「多重債務問題改善プログラム」において、財務局など国の機関において、相談体制の強化、相談内容の充実を図り、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢(任意整理、特定調停、故人再生、自己破産等)を検討・助言し、必要に応じて他の専門機関(弁護士・司法書士・医療機関等)に照会・誘導するとともに、当該相談窓口の周知に努めることとされている。	「多重債務問題改善プログラム」の平成21年度及び平成22年度における改正貸金業法の完全施行までの取組について、「平成22年度における取組として、以下のとおり記載。○各財務局の多重債務相談員の参考となるよう、金融庁作成の「カンキョQ&A」を各財務局に送付。○「あなたは大丈夫キャンペーン」において、財務局が、商工会議所、商工会等と連携し、多重債務者向け無料相談会を実施(5～8月で延べ12回開催)		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	多重債務者対策に関する広報経費	多重債務者対策に関する広報経費	○「あなたは大丈夫?キャンペーンー貸金業法が大きく変わります!ー」は、多重債務問題の解決を図ることを目的として、平成18年に成立した改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向け、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた「借り手の目線に立った10の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング」相談の更なる改善・強化や「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務者相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施すること」が盛り込まれていることを踏まえ、実施。	○「あなたは大丈夫?キャンペーン」において、財務局が、商工会議所、商工会等と連携し、多重債務者向け無料相談会を実施(5～8月で延べ12回開催)		
金融庁計		(施策数)	6	6			2	1
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	消費者庁	○各都道府県に達成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施。	○引き続き、各都道府県に達成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施。	消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の達成に必要な経費を交付し、消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全・安心な消費生活の実現に資することを目的とする。			
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	消費者庁	○独立行政法人国民生活センターにおいて、多重債務問題に関する研修を実施。	○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対する多重債務問題に関する研修を実施。	消費生活相談へ対応するための様々な分野の最新知識は手法等を内容に盛り込むことにより、研修を通じて全国消費生活センター等で消費者行政に従事する方々の活動への支援を行っている。	国民生活センターでは、全ての研修受講者及び受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を行い、その結果を効果的な研修の実施に役立てており、22年度における消費生活相談員を対象とした研修のアンケート評価は、いずれも4.0以上である。		
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	消費者庁	○作成された「多重債務相談の手引き」を消費生活相談員に配布し、多重債務者に対するカウンセリング・相談体制を改善・強化。	○作成された「多重債務相談の手引き」を消費生活相談員に配布し、多重債務者に対するカウンセリング・相談体制を改善・強化。	消費生活相談へ対応するための最新知識や手法を情報提供することにより、消費者行政の現場に従事する者への支援を目的とする。			
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	消費者庁	○内閣府とも連携し、自殺対策取組の事例紹介等を通じて、消費生活相談員の資質向上を図る。	○内閣府とも連携し、自殺対策取組の事例紹介等を通じて、消費生活相談員の資質向上を図る。	消費生活相談へ対応するための最新知識や手法を情報提供することにより、消費者行政の現場に従事する者への支援を目的とする。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(2)多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	消費者庁	○各都道府県に達成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施。	○引き続き、各都道府県に達成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定。	消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、都道府県に設置する消費者行政活性化のための基金の達成に必要な経費を交付し、消費者行政活性化に向けた地方公共団体の取組を支援することにより、地域の消費者の安全・安心な消費生活の実現に資することを目的とする。			
消費者庁計		(施策数)	2	4			0	0
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2)児童生徒の自殺予防に関する教育の実施	総務省	○小学校教員を対象とした放送分野におけるメディアリテラシー向上のための授業実践パッケージを開発し、「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトへの掲載を行った。	○放送分野におけるメディアリテラシー向上のための取組を引き続き実施予定。	主に、青少年を対象とした教材の開発・普及を中心に、メディアの健全な利用の促進を図るための取組を推進する。			
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2)児童生徒の自殺予防に関する教育の実施	総務省	○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。	○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。	携帯電話・パソコンなどによるインターネットの安心・安全な利用に関する啓発活動などにより、子どもたちのネット社会における安全と健全な発達を促進し、もって安心・安全な情報通信社会の実現に資することを目的とする。			

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-					
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-					
9,200	-	0	-	945	-	印刷業者 配送業者	直接支払	945	-	9,200	3(7) 再掲	0	-	
9,200	6(2) 再掲	0	-	8,309	-	印刷業者 配送業者	直接支払	8,309	-	9,200	3(7) 再掲	0	-	
268,879	-	0	-	236,108	-	職員	直接支払	236,108	-	269,317	-	0	-	
9,200	6(2) 再掲	0	-	9,254	6(2) 945+ 8,309 再掲	印刷業者 配送業者	直接支払	9,254	6(2) 945+ 8,309 再掲	9,200	3(7) 再掲	0	-	
278,079		0	-	245,362				245,362		278,517		0	-	
7,280,877	(内数)	0	-	6,231,860	(内数)	各都道府 県	補助	6,231,860	(内数)	7,108,456	(内数)	0	-	
3,201,746	(内数)	0	-	3,201,746	(内数)	独立行政 法人	補助	3,201,746	(内数)	3,143,540	(内数)	0	-	
	-		-		-	-	-		-	0	-	0	-	
	-		-		-	-	-		-	0	-	0	-	
7,280,877	3(7) 再掲 (内数)	0	-	6,231,860	3(7) 再掲	各都道府 県	補助	6,231,860	(内数)	7,108,456	3(7) 再掲 (内数)	0	-	
0	(注)	0	-	0	(注)			0	(注)	0	(注)	0	-	
11,084	-	0	-	10,290	-	民間団体	請負	10,290	-	5,887	-	0	-	
5,533	-	0	-	2,240	-	地方支分 部局(総合 通信局)	-	2,240	-	2,956	-	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)		
						目的	評価等	
3 早期対応の中心役割を果した人材を養成する取組	(8)遺族等に対する公的機関の職員資質の向上	総務省	○引き続き、消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施。	○引き続き、消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施。	消防職員の教育訓練の一貫として、消防学校では自殺企図者の救急搬送の際の注意事項及びその家族への配慮等に関する教育を行っており、さらに救急救命士に対する専門教育課程においては、傷病者やその家族に対するコミュニケーション技法と対応について、より詳細な教育訓練を行っている。		○	
4 心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	総務省	国家公務員のメンタルヘルス対策のための各府省の管理監督者に対する講習の開催及びeラーニングの実施 各府省の管理監督者に対し、メンタルヘルスケアに関する知識を習得させるとともに、職員が心身ともに健康で安心してできる職場環境づくりの推進を図るための講習を開催する。 また、業務繁忙な管理監督者や遠隔地官署の管理監督者に対し、メンタルヘルスに関する知識を習得させ意識の徹底を図るため、eラーニングを実施する。	管理監督者に対し、メンタルヘルスケアに関する知識を習得させるとともに、実際の対応について理解を深めてもらい、職員が心身ともに健康で安心してできる職場環境づくりの取組や職場におけるメンタルヘルスケアの推進に資することを目的とする。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進	総務省	○引き続き「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。	○23年度においても、引き続きモデル約款条項の適切な運用を支援。	インターネット上では、違法・有害情報も広く流通しており、社会問題となっている。これら違法・有害情報については、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに基づき、プロバイダ等による削除等の対応が行われているところであるが、個々の事案については、特に中小のプロバイダ等においては、専門家の不足等により対応の判断が困難なことが多い。 また、平成21年4月より施行されている青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧の防止措置に係る努力義務の履行に関する支援も必要となっている。 以上を踏まえ、違法・有害情報への事業者による対応を促進する目的で、事業者からの相談の受付を行うとともに、その相談内容を集計・分析し、政策への反映、相談者に対する普及啓発活動の実施等を行うこととする。	ガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応の支援を実施することにより、中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等の促進に寄与した。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(8)インターネット上の自殺予告事案等への対応等	総務省	○引き続き「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援。	○23年度においても、引き続きガイドラインの適切な運用を支援。	インターネット上では、違法・有害情報も広く流通しており、社会問題となっている。これら違法・有害情報については、プロバイダ責任制限法及び各種ガイドラインに基づき、プロバイダ等による削除等の対応が行われているところであるが、個々の事案については、特に中小のプロバイダ等においては、専門家の不足等により対応の判断が困難なことが多い。 また、平成21年4月より施行されている青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年による有害情報の閲覧の防止措置に係る努力義務の履行に関する支援も必要となっている。 以上を踏まえ、違法・有害情報への事業者による対応を促進する目的で、事業者からの相談の受付を行うとともに、その相談内容を集計・分析し、政策への反映、相談者に対する普及啓発活動の実施等を行うこととする。	ガイドラインの啓発、個別事案に対する相談等による事業者の適切な対応の支援を実施することにより、中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等の促進に寄与した。	○	
総務省計	(施策数)	5	6				2	0
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(5)法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	○法テラスにおいて、自殺の社会要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関係機関等との連携強化を図り、コールセンターや地方事務所、Webサイトなどを通じ相談者への情報提供の充実に努めている。	○法テラスにおいて、自殺の社会要因に関わる相談窓口をより適切かつ迅速に紹介できるよう連携関係を確保するため、関係機関等との範囲拡大と連携の強化を図り、相談者への情報提供のさらなる充実に努める。	民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念とする総合法律支援法を具体化することを目的とした総合法律支援(平成18年法律第74号)に基づき実施。	(関係機関等との連携) ○全国の地方事務所において合計83回の地方協議会を開催したのみならず、その内容も、地域別・テーマ別に開催して意見交換の促進を図る。事前にアンケート調査を実施して支援センターに対する意見や疑問等把握してから会議に臨む等の工夫が図られている。地方協議会で出された関係機関からの意見を現実の業務運営に反映させた例も見られ、全体として、地方協議会に実質的な意味を持たせることに成功しているものと評価できる。 ○地方協議会の開催に当たっては、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、テーマや開催場所に応じて適切な開催に出席を依頼するなどしており、出席者の人選についての配慮状況は良好である。 ○中央レベルにおいても地方レベルにおいても、各種の連絡会議や打合せの機会を通じて、関係機関・団体との間で、支援センターの業務についての共通認識が醸成され、連携の強化・充実が図られたものと評価できる。 ○各地方事務所において、被害者支援連絡協議会やDV連絡協議会に加え、被害者支援連絡協議会に設置されている分科会や事務局での連絡会議等にも積極的に参加し、また、被害者週間には、関係機関とともにイベントや街頭で広報グッズやリーフレットを配布して犯罪被害者支援に関する広報活動を行う等の取組を行った。これにより、関係機関・団体等との間における相互理解や連携強化が図られたと評価できる。 (情報提供) ○コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口での対応について、外組の第三者による調査・評価を実施し、その分析結果を情報提供担当者にフィードバックして、今後の対応の質の向上を図ったことは認められるが、特に地方事務所を対象とした調査の実施回数や返答件数が少なく、十分な調査が実施されたとはいえない。今後は、更に充実した調査がなされることを期待する。また、地方事務所については基本的対応のスキル向上や地方事務所での対応標準化が課題となっていることから、これに対しても適切な対応がなされることを期待する。 ○地方協議会等の場において、関係機関・団体と積極的に情報交換を行い、利用者に関連する正しい情報を提供するとともに、関係機関等へのスムーズな構成しができるよう相互理解に努めたことが認められる。また、地方事務所からの情報に基づき、各地の実情に応じた新たな窓口情報を追加するなど、関係機関等の充実が図られている。コールセンターの認知度における関係機関の割合が若干低下しているが、支援センターの認知度が高まればこのような事態が生じることはあり得ることで、特に問題視すべきではない。全体として、良好な取組がなされていると評価できる。 ○様々な媒体を用いて利用者アンケートを実施し、回答数が少ないホームページでの調査を除き、良好な評価を得ている。また、これらのアンケート調査の結果については、コールセンターのオペレーターや地方事務所の情報提供担当職員等に研修等の機会を通じてフィードバックしている。このことは統合コールセンター視察の際に詳細した研修内容からも確認している。アンケート調査に関しては、今後も回答者の向上及び調査の客観性の確保に努める必要があるが、全体として、利用者の意見を業務に反映する仕組みが適切に構築されているものと評価できる。		○

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
	-		-		-	-	-		-	6,478	-	0	-	
38,627	-	0	-	29,552	-	民間団体	請負	29,552	-	37,419	-	0	-	
38,627	6(7) 再掲	0	-	29,552	6(7) 再掲	民間団体	請負	29,552	6(7) 再掲	37,419	6(7) 再掲	0	-	
55,244		0		42,082				42,082		52,740		0		
15,541,552	(内数)	0	-	15,541,552	(内数)	日本司法 支援セン ター	交付	0	-	16,553,882	(内数)	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)			
						目的	評価等		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(5)法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	○テレビ等のマスメディアを利用し、法テラスの存在の更なる周知を図った。	○マスコミの更なる活用を図るなどとして、法テラスの認知度の向上を図る。	民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念とする総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づき実施。	本部・地方事務所の広報活動を運動させる等の工夫を凝らす。広報効果の高いテレビ広告やインターネット広告を積極的に実施する。プレスリリースの活用や関係機関との連携を通じて経費のかからない広報活動にも注力する等、効果的かつ効果的な広報活動に向けた取組が行われ、その結果、支援センターの認知度も上昇した。この努力は評価したいが、結果として表れた認知度と、真の認識とをいえる「名前も知らない」業務内容もある程度知っている」及び「実際に利用したことがある」の割合は合計6.3%とあまりに低く、また、依然として国民の6割以上が支援センターのことを全く知らないという状況も改善されていない。多額の税金を投入している事業を、その事業を利用することを必要とする人々に知ってもらうことは極めて重要であり、引き続き、国民に対する地道な周知活動に注力していくことが期待される。なお、支援センター利用者の多くはインターネットを利用する世代と思われるため、リニューアルされたホームページは大変効果的である。今後、インターネット広告の更なる活用が望まれる。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(5)法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	○金融庁・日本弁護士連合会等の関係機関と連携・協力し、多重債務問題・労働問題等に関する相談会を実施するなどして、民事法律扶助制度の周知徹底を努めるとともに、契約弁護士等による無料法律相談を実施し、受任・受託につながることで問題の解決を図った。	○関係機関と連携・協力し、自殺の社会的要因に関わる問題の相談会を実施する際には民事法律扶助制度のさらなる周知に努めるとともに、現に問題を抱えている方に対し、同制度を活用して問題の解決を図る。	民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念とする総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づき実施。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(5)法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	○Webサイトをリニューアルし、多重債務問題・労働問題等を抱えている方が自身の問題を認識し相談行動を起こせるよう、セルフチェックができる「法的トラブル判断シート」を掲載した。(平成22年9月～)		民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を基本理念とする総合法律支援法(平成16年法律第74号)に基づき実施。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防	法務省	○「子どもの人権SOSミニレー」を全国の小中学校の児童生徒に配布(平成22年10月上旬から11月上旬)	○「子どもの人権SOSミニレー」を全国の小中学校の児童生徒に配布(平成23年10月上旬から11月上旬)	学校の先生や保護者にも相談できずに悩みを抱えている児童・生徒が、法務省の人権擁護機関に対し、手紙を通して相談することにより、これまで多くの「いじめ」や児童虐待等の人権問題の解決に至っているなど、その実施の効果が認められることに加え、依然として子どもに関する人権問題は、大きな社会問題となっていることから、実施するもの。	○小・中学校へのミニレーの配布枚数 ・学校数:33,736校、配布枚数:11,476,740枚 ○児童・生徒から送付されたミニレーの通数計23,039通			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防	法務省	○インターネット人権相談受付窓口(子ども用)を開設	○インターネット人権相談受付窓口(子ども用)を開設	インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権擁護機関の人権相談を国民にとってより利用しやすいものにするため、相談者が法務局及び地方法務局の相談窓口の開設時間にかかわらず相談を申し出ることができるよう、インターネットを通じた相談窓口を開設するもの。	22年度アクセス件数:計78,343件、相談処理件数:5,044件			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防	法務省	○専用相談電話「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」を開設	○専用相談電話「子どもの人権110番(フリーダイヤル)」を開設	子どもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところでも多く起こっており、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていないか、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくないことから、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くため、全国50か所の法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じ、子どもが相談しやすい体制をとるとともに、啓発活動や調査救済活動に取り組むもの。	22年度の利用件数は、合計27,710件であり、主な相談内訳は以下のとおり。 ○暴力虐待:741件 ○いじめ:3,447件 ○体罰等:2,700件 ○その他:20,822件			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防	法務省	○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施(平成22年6月28日から同年7月4日まで)	○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施(平成23年6月27日から同年7月3日まで)	学校における「いじめ」の事案や家庭内における児童虐待の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための取組を強化するため実施するもの。	相談件数合計は1,783件			
法務省 計		(施策数)	4	4			1	0	
1 自殺の実態を明らかにする調査の推進	(4)児童生徒の自殺予防についての調査の推進	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、子どもの自殺が起こった際の背景調査に関する指針を取りまとめるとともに、米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査を実施。	○引き続き、平成22年度の調査研究の結果を踏まえ、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催予定。	(「平成23年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議設置要項」) 文部科学省においては、これまで自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであり、平成18年8月から開催された「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」の第1次報告の提案内容を踏まえ、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもに自殺予防」、平成23年3月には、米国における子どもに対する自殺予防教育の現状調査についての結果を含む「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議議案のまとめ(以下、「審議のまとめ」という。))」を作成・公表してきたところである。 平成23年度は、第1次報告及び審議のまとめを踏まえ、我が国において実施する場合の自殺予防教育の在り方について調査研究を行う。 (施策の目的) いじめ、暴力行為、自殺、不登校などの問題行動等は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。社会の変化が著しい昨今の情勢を踏まえ、こうした喫緊の課題に対し、速やかで適切な対応が可能となるような施策を行うことが求められている。このため、各調査研究を実施し、教育委員会や学校による未然防止、早期発見・早期対応などの、速やかで適切な対応を可能とするよう支援を行う。	(I)必要性 平成21年17日の中央教育審議会答申(幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について)では、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の涵養、基本的な生活習慣の未確立、児童虐待の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に、小中学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (II)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学種における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止装置の設置など非行問題等への効果的な支援、不登校児童生徒への効果的なリキウム開発等の成果を上げてきて、そのための、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (III)効果性 ○事業のウェブサイト 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内数 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のウェブサイト 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のウェブサイト 相談を積極的に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。			

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
15,541,552	(内数)	0	-	15,541,552	(内数)	日本司法 支援セン ター	交付	0	-	16,553,882	(内数)	0	-	
15,541,552	(内数)	0	-	15,541,552	(内数)	日本司法 支援セン ター	交付	0	-	16,553,882	(内数)	0	-	
15,541,552	(内数)	0	-	15,541,552	(内数)	日本司法 支援セン ター	交付	0	-					
54,645	-	0	-	0	-	-	-	0	-	51,827	-	0	-	
47,532	-	0	-	0	-	-	-	0	-	46,773	-	0	-	
19,239	-	0	-	0	-	-	-	0	-	19,239	-	0	-	
19,239	6(10) 再掲	0	-	0	-	-	-	0	-	19,239	6(10) 再掲	0	-	
121,416		0		0	(注)			0		117,839		0		
2,372	-	0	-	10,303	-	-	-	0	-	2,204	-	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目		担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
							目的	評価等
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	文部科学省	○都道府県と指定都市が実施する事業に対して補助を行う事業として、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進。	○引き続き、児童の豊かな人間性や社会性をほぐすため、3泊4日以上の日数で実施する活動を通じて、自然体験活動等を行う小学校の取組に対する補助を行う事業として、学校における豊かな体験活動の円滑な展開を推進。	子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、自然体験活動を3泊4日以上の日数で実施する小学校の取組を支援することで、3泊4日以上で活動の全国に普及させ、小学校における豊かな体験活動のより充実した展開を推進するもの。	(イ)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善については、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しき、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (ロ)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学種における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めることや関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止教室の開催など非行問題等へのきめ細かな支援、不登校児童生徒への効果的なカリキュラム開発等の成果を上げてきた。そのため、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (ハ)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内数 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。		
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	文部科学省	○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。	○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。	携帯電話・パソコンなどによるインターネットの安心・安全な利用に関する啓発活動などにより、子どもたちのネット社会における安全と健全な発育を促進し、もって安心・安全な情報通信社会の実現に資することを目的とする。			
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	文部科学省	○生命を尊重する心をほぐす道徳教育を推進する観点から、実践研究を実施。「心のアト」をWebサイトへ掲載(道徳教育総合支援事業)。	○生命を尊重する心をほぐす道徳教育を推進する観点から、道徳教育総合支援事業を実施。	学習指導要領に基づいた道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、各教育委員会等が学校・地域の実情等に即して主体的に行う道徳教育に関する多様な取組に対して支援を行うとともに、その結果得られた道徳教育に関する成果等について全国的な発信を行うもの。	(イ)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善については、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しき、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (ロ)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学種における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めることや関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止教室の開催など非行問題等へのきめ細かな支援、不登校児童生徒への効果的なカリキュラム開発等の成果を上げてきた。そのため、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (ハ)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内数 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。		
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	文部科学省	○新学習指導要領における情報モラル教育をはじめとした教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」について、あらたに高等学校分を追加。		学習指導要領の改定により、情報教育や、教科指導におけるICT活用(ICT・コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと)など、教育の情報化に関わる内容について一層の充実が図られた。 新学習指導要領のもとで教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となるよう作成。			
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	文部科学省	○国立教育政策研究所において、すべての小中学校の教員が情報モラル教育を指導するための参考となるよう「情報モラル教育実践ガイド」を作成した。		インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生している中で、情報モラル教育の必要性は高まっており、改訂された学習指導要領では総則や各教科等で情報モラルを身につけるよう指導することが明記された。 このため、指導計画の作成方法や具体的な指導内容等について参考となる資料を作成し、すべての教員が計画的に情報モラル教育を実施できるようにする。			
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	文部科学省	○全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を図る「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施(平成23年3月)。 ○地域における教育・啓発活動の支援を行う「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施。	○全国規模の学校団体やPTA、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を図る「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施予定。 ○地域における教育・啓発活動の支援を行う「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施予定。 ○インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するため、有識者による「ケータイモラルキャラバン隊」を結成し、全国で学習・参加型のシンポジウムを開催予定。	昨今の携帯電話等の普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、有害情報等から青少年を守るための取組体制の構築、普及啓発活動の実施、必要な調査研究等を総合的に推進する。	○青少年の携帯電話のフィルタリングの利用 21年度(基準値):48.2%、22年度:59.0%、24年度目標値:80% ○携帯電話・PHSを利用する際のルールを決めていない家庭 21年度(基準値):24.9%、22年度:19.0%、24年度目標値:7%		

(単位:千円)

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
13,092,527	(内数)	0	-	8,844,121	(内数)	都道府県、指定都市	補助	4,852,354	(内数)	9,450,272	(内数)	0	-	
							補助	3,991,767	(内数)					
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
706,162	(内数)	0	-	486,430	(内数)	道府県教委等	委託	486,430	(内数)	630,512	(内数)	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-					
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-					
159,603	-	0	-	未定	-	-	-	0	-	101,439	-	0	-	平成22年度の「ネット安全安心全国推進フォーラム」は、震災により中止

「自殺総合対策大綱」の項目		担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的 (平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等 (平成22年度)	自殺予防対策関係 (平成22年度)
							目的 評価等
3 早期対応の中心役割を果たす人材を養成する取組	(2)教職員に対する普及啓発等の実施	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において取りまとめられた「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもが自殺が起きたときの緊急対応の手引き」について、各種会議等を通じて学校・教育委員会関係者に周知。	○引き続き、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」について、各種会議等を通じて学校・教育委員会関係者に周知。	(1)平成23年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議設置要項) 文部科学省においては、これまで自殺対策基本法等の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであり、平成18年8月から開催された「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」の第1次報告の提言内容を踏まえ、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、平成23年9月には、米国における子どもに対する自殺予防教育の現状調査についての結果を含む「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議のまとめ(以下、「審議のまとめ」という。))」を作成・公表してきたところである。 平成23年度は、第1次報告及び審議のまとめを踏まえ、我が国において実施する場合の自殺予防教育の在り方について調査研究を行う。 (施策の目的) いじめ、暴力行為、自殺、不登校などの問題行動等は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。社会の変化が早い時代の現状を踏まえ、こうした課題の課題に対し、速やかに適切な対応が可能となるような施策を行うことが求められている。このため、各調査研究を実施し、教育委員会や学校による未然防止、早期発見・早期対応などの、速やかに適切な対応を可能とするよう支援を行う。	(1)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善等に関する調査研究」においては、児童生徒の自殺予防等の観点から、自尊意識の醸成、自己肯定感の向上、基本的な生活習慣の確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 (2)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学理における体験活動の実施、目立って生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (3)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内訳 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことによって、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。	目的 評価等
4 心の健康づくりにおける心の健康づくり推進体制の整備	(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもと親の相談員」の配置により、学校における教育相談体制を充実。	○引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、スクールカウンセラーの小学校への配置の拡充を行うなど、学校における教育相談体制の充実を推進。	(スクールカウンセラー) 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に關して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。 (スクールソーシャルワーカー) いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	(1)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善等に関する調査研究」においては、児童生徒の自殺予防等の観点から、自尊意識の醸成、自己肯定感の向上、基本的な生活習慣の確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 (2)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学理における体験活動の実施、目立って生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (3)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内訳 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことによって、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。	目的 評価等
4 心の健康づくりにおける心の健康づくり推進体制の整備	(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会(平成22年8月)、健康教育指導者養成研修(平成22年11月～12月)等を開催。	○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会、健康教育指導者養成研修等を開催予定。	近年の社会環境の急激な変化は、子どもたちの心身に大きな影響を与え、いじめ、不登校、未成年の喫煙や飲酒、青少年の薬物乱用、性に関する問題、生活習慣病の兆候、アレルギー疾患、心の健康問題など深刻かつ多様な健康問題を発生させている。これらの健康課題に適切に対応していくためには、家庭や地域社会と連携を図りながら学校教育全体を通して、ヘルスプロモーションの理念を生かした健康教育を推進していくことが重要である。そこで、本大会では、21世紀を担う子どもたちが、生涯を通じて心豊かに健康で生きるために、自ら学び、考え、判断して、主体的に行動できる資質や能力の育成を図ることを目指し、学校保健活動の推進の中核となる養護教諭の支援や連携の在り方について研究協議を行い、学校における健康教育の推進及び養護教諭のより一層の資質向上に資するものである。		
4 心の健康づくりにおける心の健康づくり推進体制の整備	(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指導を行うため、担当者会議を開催(平成22年9月、平成23年1月)。	○学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指導を行うため、担当者会議を開催予定。	従来から、学校等における労働安全衛生管理体制については、各種会議等の場を通じて産業医の専任等を進めていたがより一層の整備が期待されているところであるが、その重要性に鑑み、一層の整備を推進するよう依頼している。		
4 心の健康づくりにおける心の健康づくり推進体制の整備	(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○学校における労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るため、学校管理職等を対象とした啓発資料を作成、配布予定。	○学校における労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るため、学校管理職等を対象とした啓発資料を作成、配布予定。	学校における労働安全衛生体制の充実・強化を図るため、学校管理職等を対象とした啓発資料を作成し、配布する。(全国の幼・小・中・高校等へ配布)		
4 心の健康づくりにおける心の健康づくり推進体制の整備	(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○公立学校等における労働安全衛生法に基づく体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施(平成22年7月)。	○労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底するため、各都道府県教育委員会等に対し、平成22年度に実施した調査結果と併せて通知を发出予定。	学校教育を円滑に実施するためには、児童生徒等の安全確保のみならず、教職員によっても安全で健康な職場環境が確保されることが重要であり、学校安全や労働安全衛生に係る施策の参考とするため、学校の安全管理の取組状況や労働安全衛生法に基づく体制の整備状況等について、従来より調査を実施。		

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等		
2,372	1(4) 再掲	0	-	10,303	1(4) 再掲	-	-	0	-	2,204	1(4) 再掲	0	-		
13,092,527	2(2) 再掲 (内数)	0	-	8,844,121	2(2) 再掲 (内数)	都道府県 指定都 市	補助	4,852,354	(内数)	9,450,272	2(2) 再掲 (内数)	0	-		
								3,991,767	(内数)						
19,568	(内数)	0	-	13,829	(内数)	-	-	0	-	18,707	(内数)	0	-		
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-		
										19,441	-	0	-		
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-		

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
4 心の健康づくりを進める取組	(3)学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配布するとともに(平成22年7月)、養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催(平成22年11月)。	○「児童生徒の現代的健康課題への対応事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配布するとともに、養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催予定。	○「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」 災害や事件・事故発生時における子どもの心のケア、子どもの心のケアの体制づくり、危機発生時における健康観察の進め方に加え、対処方法等について参考事例を通して理解が深められるように構成し、作成。 ○子どもの心のケアシンポジウム 近年、災害や事件・事故が発生している状況において、子どもの心のケアが重要な課題となっている。災害や事件・事故に遭遇した子どもが、心に大きな傷を受けると、成長や発達に大きな障害(心的外傷後ストレス障害(PTSD)等)となることがある。そのため、日頃から子どもの健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。 そこで、子どもの心のケアの支援に当たって養護教諭、教職員、学校医等、スクールカウンセラー、地域の関係機関等との連携の在り方等に関するシンポジウムを開催し、子どもの心のケアの充実を図る。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進	文部科学省	○青少年に対してフィルタリング利用の普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進。	○青少年に対してフィルタリング利用の普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進。	○昨今の携帯電話等の普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、有害情報等から青少年を守るための取組体制の構築、普及啓発活動の実施、必要な調査研究等を総合的に推進する。 ○青少年の携帯電話のフィルタリングの利用 21年度(基準値):48.2%、22年度:59.6%、24年度目標値:80% ○携帯電話・PHSを利用する際のルールを決めて 21年度(基準値):24.9%、22年度:19.0%、24年度目標値:7%		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防	文部科学省	○子どもたちがいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24時間体制の電話相談を実施。	○引き続き、24時間体制の電話相談を実施。	公立の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に關して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。 (ⅰ)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小中学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」では、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、従来として教育上の大きな課題であり、特に小中学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (ⅱ)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学年における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めることと関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止教室の開催など非行問題等へのきめ細かな支援、不登校児童生徒への効果的なカリキュラム開発等の成果を上げてきた。そのため、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (ⅲ)効果性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内数 人権教育関係事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。		

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
6,868	-	0	-	10,230	-	-	-	0	-	41,027	(内数)	0	-	
159,603	2(2) 再掲	0	-	未定	2(2) 再掲	-	-	0	-	101,439	2(2) 再掲	0	-	
13,092,527	2(2) 4(3) 再掲 (内数)	0	-	8,844,121	2(2) 4(3) 再掲 (内数)	都道府 県、指定 都市	補助	4,852,354	(内数)	9,450,272	2(2) 4(3) 再掲 (内数)	0	-	
							補助	3,991,767	(内数)					

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防 文部科学省	○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施。	○引き続き、いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施。	いじめ、暴力行為、自殺、不登校などの生徒指導上の問題行動等に対する速やかで適切な対応を図るとともに、就職時の求職者(高校生)と求人側のミスマッチの改善や高い離職率の問題への対応等、生徒が将来設計の具体化を図ることができるような進路指導の充実を図る。	(ⅰ)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改訂について)では、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しき、基本的な生活習慣の確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (ⅱ)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学種における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めることと関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止教室の開催など非行問題等へのきめ細かな支援、不登校児童生徒への効果的なカリキュラム開発等の成果を上げてきた。そのため、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (ⅲ)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内訳 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。	○	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(10)いじめを苦にした子どもの自殺の予防 文部科学省	○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもと親の相談員」の配置により、学校における教育相談体制を充実。	○引き続き、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、スクールカウンセラーの小学校への配置の拡充を行うなど、学校における教育相談体制の充実を推進。	(スクールカウンセラー) 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に關して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。 (スクールソーシャルワーカー) いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う。スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	(ⅰ)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改訂について)では、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しき、基本的な生活習慣の確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (ⅱ)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学種における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めることと関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止教室の開催など非行問題等へのきめ細かな支援、不登校児童生徒への効果的なカリキュラム開発等の成果を上げてきた。そのため、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (ⅲ)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内訳 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。		
9 遭われた人の苦痛を和らげる取組	(2)学校、職場での事後対応の促進 文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、子どもの自殺が起きた際の背景調査に関する指針を取りまとめるとともに、米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査を実施。	○平成22年度の調査研究の結果を踏まえ、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について、学校・教育委員会関係者に対する周知及び普及・啓発を推進。	(「平成23年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議調査要項」) 文部科学省においては、これまで自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、児童生徒の自殺予防のための施策を進めてきたところであり、平成18年8月から開催された「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」の第1次報告の提言内容を踏まえ、平成21年3月には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、平成23年3月には、米国における子どもに対する自殺予防教育の現状調査についての結果を含む「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ(以下、「審議のまとめ」という。))」を作成・公表してきたところである。 平成23年度は、第1次報告及び審議のまとめを踏まえ、我が国において実施する場合の自殺予防教育の在り方について調査研究を行う。 (施策の目的) いじめ、暴力行為、自殺、不登校などの問題行動等は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっている。社会の変化が著しい昨今の情勢を踏まえ、こうした喫緊の課題に対し、速やかで適切な対応が可能となるような施策を行うことが求められている。このため、各調査研究を実施し、教育委員会や学校による未然防止、早期発見・早期対応などの、速やかで適切な対応を可能とするよう支援を行う。	(ⅰ)必要性 平成20年1月17日の中央教育審議会答申(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改訂について)では、現在の児童生徒については、生命尊重の精神、自尊精神の乏しき、基本的な生活習慣の確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。こうした課題に対応するため、道徳教育や人権教育、体験活動の充実など、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むための施策を行う必要がある。 また、いじめ、不登校、暴力行為など、児童生徒の問題行動等については、依然として教育上の大きな課題であり、特に小学校における暴力行為が増加傾向にあるなど、引き続き対応が求められていることから、継続して取組を推進する必要がある。 (ⅱ)有効性 学習指導要領の改訂趣旨を踏まえた道徳教育の推進や、小・中・高等学校全学種における体験活動の実施、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てるためのキャリア教育の充実、児童生徒の豊かな心を育成するうえで有効であると考えられる。 また、暴力行為、いじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への対応として、学校内外の相談体制の整備を進めることと関係機関と連携した取組を進めることは、問題行動等への適切な対応の観点から重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の充実、警察との連携による非行防止教室の開催など非行問題等へのきめ細かな支援、不登校児童生徒への効果的なカリキュラム開発等の成果を上げてきた。そのため、引き続き、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携を進めるための事業等を進めることは有効であると考えられる。 (ⅲ)効率性 ○事業のインプット 地域に根ざした道徳教育の推進 706,162千円 豊かな体験活動推進事業 13,092,527千円の内訳 人権教育開発事業 113,987千円 生徒指導・進路指導総合推進事業 490,763千円 ○事業のアウトプット 上記事業等の実施により、道徳教育や、学校における体験活動、人権教育、キャリア教育の充実が図られ、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが期待されるとともに、児童生徒の問題行動等への対応として、学校内外への相談体制の整備や関係機関との連携の促進が期待される。 ○事業のアウトカム 諸施策を着実に実施していくことにより、豊かな心を育成することができ、暴力行為やいじめ等の問題行動等を起こす児童生徒や、不登校児童生徒への適切な対応ができる。		

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
490,763	(内数)	0	-	426,303	(内数)	都道府県	委託	336,951	-	278,831	(内数)	0	-	
						(一市町村等)	-	(211,329)	-					
						指定都市	委託	19,379	-					
						NPO法人等	委託	69,974	-					
13,092,527	2(2) 4(3) 6(10) 再掲 (内数)	0	-	8,844,121	2(2) 4(3) 6(10) 再掲 (内数)	都道府県・指定都市	補助	4,852,354	(内数)	9,450,272	2(2) 4(3) 6(10) 再掲 (内数)	0	-	
							補助	3,991,767	(内数)					
2,372	1(4) 3(2) 再掲	0	-	10,303	1(4) 3(2) 再掲	-	-	0	-	2,204	1(4) 3(2) 再掲	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
文科科学省 計	(施策数)	15	14			3	0
1 自殺の実態を明らかにする取組	(1) 説明のための調査の実施	厚生労働省 ○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」等を実施。	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」等を実施予定。	障害者福祉施策においては、障害者とその障害種別にかかわらず、地域で自立して生活できることを目的として、総合的な支援が推進されている。 障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援、障害の正しい理解と社会参加の促進策、地域において居宅・施設サービス等をきめ細かく提供できる体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策に関する研究開発を行うと共に、これらの障害者を招く精神疾患、神経・筋疾患、感覚器疾患等についての病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進。	例えば、障害者自立支援機器の一つであるブレイン・マシン・インターフェースについて平成24年度の目標である「BMIにより障害者の自立を支援するための技術体系の作成」に向けて着実な成果が得られる等、多くの成果をあげている。 障害関連研究については、平成22年度より、管理体制・管理資源が分散していた障害・疾患に関する3分野(障害者福祉総合研究、感覚器障害研究、こころの健康科学研究)を一元化し、幅広い研究課題に対する効果的な研究企画・進捗管理を行っている。 今後も引き続き、研究ニーズの一層の明確化を図るとともに、本事業の継続的な充実が必要である。	○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(2) 情報提供体制の充実	厚生労働省 ○自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、相談窓口、海外の情報、センターで発行した印刷物等を紹介。	○引き続き、自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、相談窓口、海外の情報、センターで発行した印刷物等を紹介予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立およびびつてん化を図ることを目標として実施。	○治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(3) 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援策についての調査の推進	厚生労働省 ○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」を実施。	○引き続き、厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」を実施予定。	障害者福祉施策においては、障害者とその障害種別にかかわらず、地域で自立して生活できることを目的として、総合的な支援が推進されている。 障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援、障害の正しい理解と社会参加の促進策、地域において居宅・施設サービス等をきめ細かく提供できる体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策に関する研究開発を行うと共に、これらの障害者を招く精神疾患、神経・筋疾患、感覚器疾患等についての病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進。	例えば、障害者自立支援機器の一つであるブレイン・マシン・インターフェースについて平成24年度の目標である「BMIにより障害者の自立を支援するための技術体系の作成」に向けて着実な成果が得られる等、多くの成果をあげている。 障害関連研究については、平成22年度より、管理体制・管理資源が分散していた障害・疾患に関する3分野(障害者福祉総合研究、感覚器障害研究、こころの健康科学研究)を一元化し、幅広い研究課題に対する効果的な研究企画・進捗管理を行っている。 今後も引き続き、研究ニーズの一層の明確化を図るとともに、本事業の継続的な充実が必要である。	○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(5) うつ病等の病態解明及び診断・治療技術の開発	厚生労働省 ○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」の中で、「プライマリーケアで使用可能な、DNAチップを用いたうつ病の診断指標の作成」、「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」等を実施。	○引き続き、厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」の中で、うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発等に関する研究を実施予定。	障害者福祉施策においては、障害者とその障害種別にかかわらず、地域で自立して生活できることを目的として、総合的な支援が推進されている。 障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援、障害の正しい理解と社会参加の促進策、地域において居宅・施設サービス等をきめ細かく提供できる体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策に関する研究開発を行うと共に、これらの障害者を招く精神疾患、神経・筋疾患、感覚器疾患等についての病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進。	例えば、障害者自立支援機器の一つであるブレイン・マシン・インターフェースについて平成24年度の目標である「BMIにより障害者の自立を支援するための技術体系の作成」に向けて着実な成果が得られる等、多くの成果をあげている。 障害関連研究については、平成22年度より、管理体制・管理資源が分散していた障害・疾患に関する3分野(障害者福祉総合研究、感覚器障害研究、こころの健康科学研究)を一元化し、幅広い研究課題に対する効果的な研究企画・進捗管理を行っている。 今後も引き続き、研究ニーズの一層の明確化を図るとともに、本事業の継続的な充実が必要である。	○	
1 自殺の実態を明らかにする取組	(6) 既存資料の活用等の推進	厚生労働省 ○自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施し、平成23年3月には「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」を全面的に改訂した。	○自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を引き続き実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立およびびつてん化を図ることを目標として実施。	○治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(3) うつ病についての普及啓発の推進	厚生労働省 ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。	○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催予定。	近年の社会経済状況の急激な変化は、様々なストレスや悩みをもたらし、人と人とのつながりややりやりの心を希薄化させ、心の温度を下げ、うつ病や引きこもり、自殺者の増加、アルコール依存症など精神保健福祉に関する問題を深刻させており、その対策が急務となっている。 本大会は、「変わらない心の原点を求めて～沖縄から発信するユイメール精神～」(注)をテーマに、全国の精神保健福祉関係者並びに一般の方々への参集のもと、精神保健福祉に関する正しい知識の普及と新たな精神保健福祉施策の推進を目指すもの。 (注)「ユイメール」:沖縄の方言。相互扶助、助け合いのこころの意。	○		
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	(3) うつ病についての普及啓発の推進	厚生労働省 ○うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンタルしよう」を厚生労働省HP内に開設。	○「みんなのメンタルヘルス総合サイト」「こころもメンタルしよう」を拡充予定。	インターネットにおけるメンタルヘルス総合サイト等による普及啓発により、精神疾患に関する正確な理解や早期相談・早期発見を促すことを目的とする。			
3 早期対応の中心役割を果す人材を養成する取組	(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上	厚生労働省 ○精神科を専門としない医師に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医師の健康対応力向上研修事業」を実施。(平成22年度からは、小児科医等も対象)	○引き続き、「かかりつけ医師の健康対応力向上研修事業」を実施予定。	うつ病は、精神症状以外に身体症状が出ることも多く、内科等のかかりつけの医師を初めに受診することが多い。また、思春期精神疾患については小児科等のかかりつけの医師を受診することが多い。 これらの理由により、日頃より受診するかかりつけの医師に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門的医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を修得させるための研修を実施することにより、各地域において、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ることを目的とする。	事業計画において事業内容、経費の支出予定等を確認のうえ交付決定を行い、事業終了後の実績報告により最終確認を行っており、余剰金があった場合には返還の措置を講じている。今後も予算の執行状況等を踏まえつつ、施策の推進に必要な予算の確保を行う。	○	

平成22年度予算額				平成22年度決算額				平成23年度予算額				備考		
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等		補正予算額	再掲等
168,843		0		20,533				426,304		123,084		0		
20,552,177	(内数)	0	-	2,026,813	(内数)	研究代表者	補助	2,026,813	(内数)	1,709,283	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
2,055,217	(内数)	0	-	2,026,813	(内数)	研究代表者	補助	2,026,813	(内数)	1,709,283	(内数)	0	-	
2,055,217	(内数)	0	-	2,026,813	(内数)	研究代表者	補助	2,026,813	(内数)	1,709,283	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
3,454	-	0	-	1,798	-	民間事業者	委託	1,798	-	3,270	-	0	-	
81,493	-	0	-	43,050	-	民間事業者	委託	43,050	-	62,894	-	0	-	
90,513	-	0	-	25,103	-	都道府県・指定都市	補助	25,103	-	91,344	-	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(1)かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上	厚生労働省 自殺予防総合対策センター経費【独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数】 主に精神医療において専門的につづの診療に携わる者に対して、認知行動療法の普及を図るための研修を行う。	自殺予防総合対策センターにおいて専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(3)地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	厚生労働省 ○自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関与している者の資質向上のため、自殺予防総合対策センターにおいて専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(3)地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	厚生労働省 ○職場における自殺予防を含むメンタルヘルス対策及び過重労働対策を推進するため、全国の産業保健推進センター等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対し研修を実施。	○全国の産業保健推進センター等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対し研修を実施予定。	精神科医に対して産業保健に関する必要な知識を付与する研修を実施し、また、産業医に対してメンタルヘルスに関する必要な知識を付与する研修を実施することにより、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場復帰において主治医と産業医の円滑な連携が図られることを目的として実施。	○成果目標及び成果実績(アウトカム) 研修を受講した結果、有効、有用であった旨の回答の割合:95%(目標値:90%、達成度:106%) ○活動指標及び活動実績(アウトプット) 研修の実施回数:85回 ○点検結果 年度により、特に必要とされている研修が異なることから、カリキュラム等の修正を行うことにより効果的に事業を実施している。	○	
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(4)介護支援専門員の資質向上を図るための研修の実施	厚生労働省 ○介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施。	○介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施予定。	要介護者等の希望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、自立生活を支援する観点から、適切なサービスを提供する観点により総合的に設計し、提供する役割を担う介護支援専門員の資質向上を図るため、業務に就いた後も継続的に研修の機会を提供できるような体系的に研修事業を行い、必要な知識・技能の修得を図る。			
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(5)民生委員・児童委員等への研修の実施	厚生労働省 ○各都道府県、政令指定都市が実施する ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修等を実施する 民生委員・児童委員研修事業を実施。	○各都道府県、政令指定都市が実施する ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修等を実施する 民生委員・児童委員研修事業を実施予定。	民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させることを目的とする。	(成果目標) 民生委員・児童委員に対する情報提供や、地域の中核的相談員等の研修を支援するための事業であり、成果を数値化するのには困難。 (点検結果) 引き続き事業を継続していく		
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(6)地域でのリーダー養成研修の充実	厚生労働省 ○自殺対策を企画立案する自治体の担当者がその企画立案能力を修得するために、自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策の企画立案に携わる者等を対象とした「自殺総合対策企画研修」を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策の企画立案に携わる者等を対象とした「自殺総合対策企画研修」を実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(6)地域でのリーダー養成研修の充実	厚生労働省 地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等に対する適切な対応のために必要な知識や技術を習得させるための研修を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。	地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等に対する適切な対応のために必要な知識や技術を習得させるための研修を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。	○精神障害者の地域生活への移行及び地域生活を支えるための適切な在宅医療の提供を確保を図る。 ○発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高める ○依存症回復施設への資質を担保し、依存症への対応力を一層強化する。 ○精神保健福祉士養成担当職員の資質向上を図る。 ○依存症を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得等を図る。	(活動指標及び活動実績(アウトプット)) 研修の回数(訪問看護研修、依存症研修、精神保健福祉士研修):23回 実施施設数(発達障害者支援者実地研修):6施設	○	
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	厚生労働省 ○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。	○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。	講習を実施することにより、不顕者の早期発見を可能とし、休職等の発生を未然に防止することを目的とする。			
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	厚生労働省 【労働政策研究・研修機構運営費交付金(職業指導ⅡA専門研修)】 ハローワークの職業相談技法として必要とされるキャリアコンサルティングに係る基本的知識の習得、キャリアコンサルティングの実施過程において必要なスキル、アセスメント、事例検討、自己研鑽とスーパービジョンを研修によって修得する。この中でメンタルヘルスについての研修を行う。	【労働政策研究・研修機構運営費交付金(職業指導ⅡA専門研修)】 ハローワークの職業相談技法として必要とされるキャリアコンサルティングに係る基本的知識の習得、キャリアコンサルティングの実施過程において必要なスキル、アセスメント、事例検討、自己研鑽とスーパービジョンを研修によって修得する。この中でメンタルヘルスについての研修を行う。	○労働行政担当職員その他の関係者に対する研修 研究員による研修成果を活かすとともに、労働基準監督官等の研修について民間の一層の活用を促すことにより、労働行政機関で必要な知識・ノウハウ等が取得できる労働行政担当職員研修を効果的に実施すること。 併せて、研修の場を通して、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者との問題意識を吸い上げ、労働政策研究に活かすこと。 これらにより、労働政策研究及び労働行政担当職員研修双方の活性化を一層図ること。	政策ニーズを踏まえた研修コースの新設や研修生の要望等を踏まえた科目内容の拡充・見直しなどを行うとともに、調査結果と研修実績を活用した研修教材や研修プログラムの開発、イベントセッションの積極的な開催など研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて、「有意義」との回答が中期計画の85%以上を上回る「98.0%」に上っており、中期計画を上回っていることと評価できる。 また、研修終了後、一定期間経過した時点における職場での研修効果の測定を試行をはじめたことは評価できる。		
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(7)社会的要因に関連する相談員の資質の向上	厚生労働省 公共職業安定所業務推進費(都道府県労働局)で実施するキャリアコンサルティング研修及び産業カウンセラー研修 ハローワークの職業相談窓口においては、求職者の抱えている問題を把握し、これに合致した的確な支援を適時に実施する等により、一層専門的なサービスを提供することが必要とされる。このため、各都道府県労働局において、ハローワークの職員に対して、キャリアコンサルティング及び産業カウンセラー研修を実施する。	公共職業安定所業務推進費(都道府県労働局)で実施するキャリアコンサルティング研修及び産業カウンセラー研修 ハローワークの職業相談窓口においては、求職者の抱えている問題を把握し、これに合致した的確な支援を適時に実施する等により、一層専門的なサービスを提供することが必要とされる。このため、各都道府県労働局において、ハローワークの職員に対して、キャリアコンサルティング及び産業カウンセラー研修を実施する。	ハローワークに集所する求職者に対してキャリアコンサルティング等を実施することにより、求職者が抱えている様々な問題を把握し、これに合致した支援を実施する等により、一層専門的なサービスを提供する。			

平成22年度予算額				平成22年度決算額						平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)					
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
31,699	-	0	-	14,206	-	労働者健康福祉機構	委託費	14,206	-	160,308	-	0	-	
175,000	-	0	-	143,950	-	都道府県	補助	143,950	-	174,000	-	0	-	
24,000,000	(内数)	0	-	23,195,278	(内数)	都道府県、指定都市、中核市	補助	0	-	20,000,000	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
2,342	-	0	-	0	-	-	-	0	-	2,342	-	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
45,042	(内数)	0	-	45,042	(内数)	(独)労働政策研究・研修機構	運営費交付金	45,042	(内数)	44,442	(内数)	0	-	
89,721	(内数)	0	-	41,501	-	-	-	0	-	80,717	(内数)	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目		担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)		
							目的	評価等	
3	早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(9)研修資料の開発等	厚生労働省	○自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する研究において、地域の精神保健従事者が研修資料として活用できるものとして開発した自殺未遂者や自死遺族等へのケアに関するガイドラインに基づき、研修及びシンポジウムを実施。	○自殺未遂者や自死遺族等へのケアに関するガイドラインに基づき、研修及びシンポジウムを実施予定。	これまで自殺未遂者及び自死遺族への支援は民間団体の献身的な努力によって支えられてきたが、平成20年3月に取りまとめられた「自殺未遂者・自殺者遺族等のケアに関する検討会」報告書に基づき平成20年度に作成されたガイドラインを踏まえ実施するものであり、専門職をはじめとする多くの関係者の知識及び技術の普及を目的とする。	○成果目録及び成果実績(アウトカム) 自殺者数の減少(数値目標は記載困難) ○活動指標及び活動実績(アウトプット) 自殺未遂者ケア研修4回、自死遺族ケアシンポジウム1回	○	
3	早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(9)研修資料の開発等	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修の企画実施に協力。	○自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修の企画実施に協力予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
3	早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	(10)自殺対策従事者への心のケアの推進	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ、相談支援に関する研修を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ、相談支援に関する研修を実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
4	心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を実施。	○都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を引き続き実施。	行政指導の一環として通常業務に取り込んで実施しているもの。			
4	心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○小規模事業場の労働者及びその家族に対しセミナーや相談会等を実施。	○メンタルヘルス不調を自覚する小規模事業場の労働者に対し、医師又は保健師が相談や指導を実施。	労働者のメンタルヘルス不調を早期に発見し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、労働者本人の気づきだけでなく、周囲の者、中でも家族の気づきを端緒として必要な介入をしていくことが効果的であると考えられることから、家族からの支援を含めてメンタルヘルス対策を進めるため、地域産業保健センターにおいて、メンタルヘルスに関する専門的知識をもった医師、地域で活動を行っている保健師等の協力を得て、 1)労働者及びその家族を対象としたメンタルヘルスに関するセミナー 2)メンタルヘルス不調の労働者やその家族等を対象とした個別相談会を開催することにより、メンタルヘルスに関する基礎的知識やメンタルヘルス不調への適切な対応についての知識を普及し、メンタルヘルス不調の予防を図るとともに、メンタルヘルス不調となった労働者の早期発見、早期治療を促進することとする。			
4	心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○労働基準関係法令上問題が認められた場合に必要の監督指導を実施。	○引き続き、労働基準関係法令上問題が認められた場合に必要の監督指導を実施。	行政指導の一環として通常業務に取り込んで実施しているもの。			
4	心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○全国47都道府県のメンタルヘルス対策支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新たに管理監督者に対する教育を実施。	○全国47都道府県のメンタルヘルス対策支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新たに職場復帰プログラムの作成支援を実施。	地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置し、メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで事業者の行う職場のメンタルヘルス対策を総合的に支援するもの。	1)メンタルヘルス対策支援センター事業 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実によりメンタルヘルス対策に取り組む事業場増加という政策効果が顕著する仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組みが分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。 2)メンタルヘルス・ポータルサイト事業 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供により労働者の健康障害の防止という政策効果が顕著する仕組みが機能するためには、「取り組みが分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供が必要である。このため、本事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行っている。 事業場への個別訪問支援の実施や、ポータルサイトを通じた情報提供により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自主的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。 なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。		
4	心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に産業保健スタッフ等に対する教育機能を追加。	○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において産業保健スタッフ等に対する教育機能を拡充。	事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者などに対し総合的な情報提供を実施するもの。	1)メンタルヘルス対策支援センター事業 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実によりメンタルヘルス対策に取り組む事業場増加という政策効果が顕著する仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組みが分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。 2)メンタルヘルス・ポータルサイト事業 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供により労働者の健康障害の防止という政策効果が顕著する仕組みが機能するためには、「取り組みが分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供が必要である。このため、本事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行っている。 事業場への個別訪問支援の実施や、ポータルサイトを通じた情報提供により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自主的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると考えられる。 なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。		

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額		再掲等
18,456	-	0	-	9,435	-	民間事業者	委託	9,435	-	17,164	-	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
81,592	-	0	-	不明	-	民間団体	委託	不明	-	2,032,359	(内数)	0	-	
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
493,976	-	0	-	456,005	-	独立行政法人労働者健康福祉機構	委託費	456,005	-	1,267,886	-	0	-	
65,394	-	0	-	60,137	-	財団法人産業医学振興財団	委託費	60,137	-	60,858	-	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
4 心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 厚生労働省	○メンタルヘルス不調の防止のためのストレス対処等に関する取り組みの支援を実施。	精神障害等の労災補償の在り方に関する検討 業務上のストレスにより精神障害に罹患した労働者に対する労災認定の迅速化を図るため、労災認定の基準を見直す。	職場のメンタルヘルス対策の促進等を図り、労働者の健康障害を防止することを目的としている。	1 メンタルヘルス対策支援センター事業 メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実によりメンタルヘルス対策に取り組む事業場増加という政策効果が発現する仕組みが機能するためには、メンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場に対し効果的に支援を行う必要がある。このため、本事業により「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、個別に訪問し、社内スタッフや社員への教育・研修方法や、社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくりの方法等、具体的な支援を行っている。 2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業 メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供により労働者の健康障害の防止という政策効果が発現する仕組みが機能するためには、「取り組み方が分からない」等の理由により取組が十分に進んでいない事業場に対し、ニーズにあった情報提供が必要である。このため、本事業により、メンタルヘルス対策の取り組み事例や、専門相談機関の紹介等の情報提供を行っている。 事業場への個別訪問支援の実施や、ポータルサイトを通じた情報提供により、職場のメンタルヘルス対策の促進が図られると考えられるが、各事業場において専門スタッフが確保され、自立的な取組が行われるには、一定程度の期間がかかると思われる。 なお、「新成長戦略」において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」としている。		
4 心の健康づくりを進める取組	(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画研修」等で、自治体、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を強化。	○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画研修」等で、地域における心の健康づくりの推進を強化予定。	精神障害等の労災請求件数は、判断指針が策定される直前の平成10年度には42件であったものが、平成22年度には1,181件に達するとともに、今後も増加が見込まれている。 このような状況の下で、精神障害の事案の審査には平均して約8.6か月(平成22年度)の期間を要し、また、その審査に当たり多くの事務量が費やされている。 一方、厚生労働省の自殺・うつ病等への対策(平成22年5月プロジェクトチーム報告書)でも精神障害事案に対する労災手続の迅速化に言及されている等、労災請求に対する審査の迅速化が不可欠となっていることから、審査の迅速化や効率化を図るための労災認定の在り方に関して検討を実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
4 心の健康づくりを進める取組	(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 厚生労働省	○関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制を推進。	○自殺対策ネットワーク協議会を開催し、関係機関における連携体制を推進予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
4 心の健康づくりを進める取組	(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 厚生労働省	○関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制を推進。	○自殺対策ネットワーク協議会を開催し、関係機関における連携体制を推進予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	(1)精神科医療を受けられるようにする取組 厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治療受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)	○	
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	(2)うつ病の受診率の向上 厚生労働省	○かかりつけ医等が適切にうつ病を判断し、速やかに専門医療につなげられるように、精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医心の健康対応力向上研修」を実施。	○かかりつけ医等が適切にうつ病を判断し、速やかに専門医療につなげられるように、精神科を専門としない医師を対象とした「かかりつけ医心の健康対応力向上研修」を実施予定。	うつ病は、精神症状以外に身体症状が出ることも多く、内科等のかかりつけの医師を初めに受診することが多い。また、思春期精神疾患については小児科等のかかりつけの医師を受診することが多い。 これらの理由により、日頃より受診するかかりつけの医師に対し、適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門的医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を修得させるための研修を実施することにより、各地域において、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図ることを目的とする。	事業計画において事業内容、経費の支出予定等を確認のうえ交付決定を行い、事業終了後の実績報告により最終確認を行っており、余剰金があった場合には返還の措置を講じている。今後も予算の執行状況等を踏まえつつ、施策の推進に必要な予算の確保を行う。	-	-
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	(1)精神科医療をサポートする人材の養成など 厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施予定。	(平成23年度実施予定) 受療中断者や自らの意思では受診できない等の理由により、日常生活上の危機が生じている精神障害者に対し、一定期間、医療及び福祉の包括的な支援を行うことを目的とする。 民間精神科病院等に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援専門員等の多職種から構成されるチームを配置し、できるだけ入院をせずに地域生活の継続が可能となるための支援を行うもの。			
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	(1)精神科医療をサポートする人材の養成など 厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施予定。	(平成23年度実施予定) うつ病治療において、認知行動療法を薬物療法と併せて実施することによって自殺のリスクを下げることが知られており、認知行動療法を普及させることは自殺対策としての有用性が高いと考えられる。そのため、主に精神医療において専門的うつ病患者の治療に携わる者に対し、その普及を図るための研修を行う。			

平成22年度予算額				平成22年度決算額				平成23年度予算額				備考		
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等		補正予算額	再掲等
493,976	4(1) 再掲	0	-	456,005	4(1) 再掲	独立行政 法人労働 者健康福 祉機構	委託費	456,005	4(1) 再掲					
										49,064		0		
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政 法人	運営費交 付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政 法人	運営費交 付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政 法人	運営費交 付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
90,513	3(1) 再掲	0	-	25,103	3(1) 再掲	都道府県・ 指定都市	補助	25,103	3(1) 再掲	91,344	3(1) 再掲	0	-	
										701,025		0		
										97,104		0		

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)		自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)		施策の目的(平成22年度及び23年度)		施策の効果の評価等(平成22年度)		自殺予防対策関係(平成22年度)	
		精神障害の正しい理解のための普及啓発事業費	国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めることおよびうつ病にかかりやすい職種、介護、産後・更年期におけるハイスルク群並びその周囲にいる人に対して、効果的なメッセージを伝達することにより、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図る。	精神障害の正しい理解のための普及啓発事業費	国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めることおよびうつ病にかかりやすい職種、介護、産後・更年期におけるハイスルク群並びその周囲にいる人に対して、効果的なメッセージを伝達することにより、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図る。	国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めることおよびうつ病にかかりやすい職種、介護、産後・更年期におけるハイスルク群並びその周囲にいる人に対して、効果的なメッセージを伝達することにより、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図ることを目的とする。	国民全体のうつ病等に対する正しい理解を深めることおよびうつ病にかかりやすい職種、介護、産後・更年期におけるハイスルク群並びその周囲にいる人に対して、効果的なメッセージを伝達することにより、うつ病の早期発見・早期治療を実現するとともに、うつ病をきっかけとした他の精神疾患や精神障害者に関する正しい理解のための知識の向上を図ることを目的とする。	目的	評価等	目的	評価等
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成20年度より3ヶ年のモデル事業として実施。	○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施する予定。	○近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療の充実強化が求められている。母子保健医療対策等総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要となる総合的な施策を実施するものである。母子保健医療対策等総合支援事業のうちの一事業として、左記事業を実施している。	○妊産婦死亡率(出産10万対)(目標値:前年度以下)22年度:集計中(21年度:4.8)						
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○市町村において介護予防事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施。	○市町村において介護予防事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施予定。	○二次予防事業の対象者を決定することを目的として、次の取組を実施。 ①二次予防事業の対象者に関する情報の収集(基本チェックリストの配布・回収、他部局から情報提供等) ②二次予防事業の対象者の決定等 ③二次予防事業の対象者として取り扱う期間(個々の状態等を勘案して市町村が設定する期間とする。)	○現在「平成22年度介護予防事業報告」を厚生労働省HPにて公表。						
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○自殺予防総合対策センター経費【独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内訳】 自殺対策に関わっている関係省庁、地方自治体、関係機関・団体、NPO等民間団体との事例検討、連絡・調整等を行う。	○自殺予防総合対策センター経費【独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内訳】 自殺対策に関わっている関係省庁、地方自治体、関係機関・団体、NPO等民間団体との事例検討、連絡・調整等を行う。	○国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先進的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治験受件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上)22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上)22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上)22年度:調査中(21年度:55698319)						
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○アルコール依存症や薬物依存症の自助団体の活動の支援、及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的とした、「地域依存症対策推進モデル事業」を実施し、また、自助団体の活動を支援する観点から、「依存症回復施設職員研修事業」を開始。	○「地域依存症対策推進モデル事業」 「依存症回復施設職員研修事業」を実施予定。	○「地域依存症対策推進モデル事業」 薬物、アルコールを中心とした各種依存症対策については、公的機関における相談・指導や知識の普及、急性中毒や離脱症状に対する医療の提供、障害者自立支援法に基づいた各種サービスの提供等による支援を行っているところであるが、依存症そのものの回復に向けての取組については、不十分である現状を踏まえ、薬物・アルコール等依存症対策の先進的な取組を行う地域を選定し、それぞれ地域の実情に即した事業を実施するとともに、その効果を検証することにより、地域における効果的な薬物・アルコール等依存症対策を推進し、もって薬物、アルコールを中心とした各種依存症患者及びその家族等に対する支援の充実を図ることを目的とする。 ○「依存症回復施設職員研修事業」 依存症回復施設の質の向上や依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対して、医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図ることを目的とする。							
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺のハイスルク者の支援についての先駆的・試行的取組を、研修プログラムの中で積極的に紹介し、「自殺予防のための自衛行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修」精神科医療従事者自殺予防研修を実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺予防のための自衛行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修」精神科医療従事者自殺予防研修を実施予定。	○国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先進的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治験受件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上)22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上)22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上)22年度:調査中(21年度:55698319)						
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○精神科救急医療体制整備事業費 急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制の整備を進めるとともに、自殺未遂等の精神・身体合併症患者の救急搬送受入体制を強化する。	○精神科救急医療体制整備事業費 急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制の整備を進めるとともに、自殺未遂等の精神・身体合併症患者の救急搬送受入体制を強化する。	○精神科救急医療体制整備事業は、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、都道府県又は指定都市が、精神科救急医療体制を確保することを目的とする。 そのために、都道府県等は、精神医療相談、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域で確保できるように本事業を用いて整備を行うものとする。なお体制整備に当たっては、精神科救急医療体制連絡調整委員会の意見を聞くこと等により、地域の実情に十分配慮するものとする。	○成果目標及び成果実績(アウトカム) 統合失調症の人院患者数(達成度は平成11年度を基準とした減少目標の達成率):3年毎に調査のため、22年度はなし。 ○活動目標及び活動実績(アウトプット) 精神科救急福祉センター特定相談等事業の実施 都道府県・指定都市数:64						
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業費」の内訳 「自殺のハイスルク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」や「薬物乱用・依存等の実態把握と再乱用防止・社会復帰等に関する研究」を実施する。	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業費」の内訳 「自殺のハイスルク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」や「薬物乱用・依存等の実態把握と再乱用防止・社会復帰等に関する研究」を実施する。	○障害者福祉施策においては、障害者がその障害種別にかかわらず、地域で自立して生活できることを目的として、総合的な支援が推進されている。 障害者全般的に関するリハビリテーション等の適切な支援、障害の正しい理解と社会参加の促進方策、地域において居宅・施設サービス等をきめ細かく提供できる体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策に関する研究開発を行うと共に、これらの障害者を支える精神疾患、神経・防疾症、感覚器疾患等に関する病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進。	○例えば、障害者自立支援機器の一つであるブレイン・マシン・インターフェースについて平成24年度の目標である「BMIにより障害者の自立を支援するための技術体系的な作成」に向けて着実な成果が得られる等、多くの成果をあげている。 ○障害者に関する研究については、平成22年度より、管理体制・管理資源が分散していた障害・疾患に関する3分野(障害者福祉総合研究、感覚器障害研究、こころの健康科学研究)を一元化しての病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進。						

平成22年度予算額				平成22年度決算額				平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等		補正予算額
81,493	2(3) 再掲	0	—	43,050	2(3) 再掲	民間事業者	委託	43,050	2(3) 再掲	62,894	2(3) 再掲	0	—
8,092,738	(内数)	0	—	7,647,305	(内数)	都道府県	補助	7,647,305	(内数)	9,870,742	(内数)	0	—
0	—	64,118,471	第一次 補正(内 数)	61,306,673	(内数)	市町村(特 別区、一 部事務組 合、広域 連合等老 含む。)	交付	不明	—	62,118,471	(内数)	0	—
4,595,334	(内数)	0	—	4,595,334	(内数)	独立行政 法人	運営費交 付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	—
83,790	—	0	—	17,421	—	都道府県・ 指定都市	補助	17,421	—	65,472	—	0	—
5,033	(内数)	0	—	3,848	(内数)	民間団体	補助	3,848	—	3,925	—	0	—
4,595,334	(内数)	0	—	4,595,334	(内数)	独立行政 法人	運営費交 付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	—
2,296,703	—	0	—	1,534,370	—	都道府県・ 指定都市	補助	1,534,370	—	1,802,417	—	0	—
2,055,217	(内数)	0	—	2,026,813	(内数)	研究代表 者	補助	2,026,813	(内数)	1,709,283	(内数)	0	—

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組	(7)慢性疾患患者等に対する支援	厚生労働省 ○看護士に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施。	○看護士に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施予定。	○看護職員専門分野研修 ・特定の専門分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護職員の育成を促進することを目的とする。 ・認定看護士を対象とした従来よりも幅広い業務を行うために必要な研修を実施し、チーム医療を推進することを目的とする。 ○中堅看護職員実務研修 ・看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日の課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。 ・二次死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先進的化学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象とした研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。 ○専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業 ・がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実践能力の高い看護士の育成強化を推進するための実務研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。	○看護職員専門分野研修 ・認定看護士認定者数(12月末日現在): 7,364 ・研修受講者数: 510 ○中堅看護職員実務研修 ・看護職員の質の向上が成果目標であり、これは定量的な実績として示せるものではない。都道府県から事業採択にかかる情報収集に努め、原因分析を行うとともに、質の向上に努む。 ・研修受講者数: 3,256		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 ○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安なことから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。	○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安なことから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応。	失業者に対して、ハローワーク等の窓口において、早期再就職のための各種支援を実施し、特に主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応する。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 ○ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化。		学校卒業、中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するためには、社会人、職人としての基本的な能力等の養成だけに留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて、個別的に行うことや、一度限りの支援に留まらず、継続的に行うことが必要となっている。 このため、各地域において、地方自治体の主導により、関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、これを活用した若者の職業的自立支援の取組を促進していくことが必要となっている。 各地域におけるこのような取組を促進するため、本事業を実施する。	○地域若者サポートステーション事業について、より多くのニート等の若者に支援を提供できるよう、平成21年度には、設置拠点を拡充し、延べ来所者数、就職等進路決定者の割合等についても、着実に実績を伸ばしており、ニート等の若者の職業的自立に一定の成果があったものと評価できる。 ・本事業は、ニート等の若者の地域における自立支援の拠点として地方自治体からのニーズも高いものとなっている。 ・一方で、支援が行き届かない地域も存在している。 →また、高校中退者等についてはニート状態に陥る恐れがあることから、22年度より訪問支援(アウトリーチ)による学校教育からの円滑な誘導、学び直しを含む継続的支援の取組を開始したところ。 →新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に掲げられた「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者数10万人」の目標達成に資するよう、より多くのニートに支援を行き届かせる観点から、設置拠点の拡充と訪問支援(アウトリーチ)による能動的支援の強化を図ることが今後の課題。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 ○ホームレス等の生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題、自殺関連行動への注意喚起を図るシンポジウムの開催(自殺予防総合対策センター)。		国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先進的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 ○ハローワークの住居・生活支援アドバイザーが住居・生活にお困りの求職者に対して総合相談を行い、心の健康や多重債務等の関係機関への誘導。	○ハローワークの住居・生活支援アドバイザーが住居・生活にお困りの求職者に対して総合相談を行い、心の健康や多重債務等の関係機関への誘導。	住居や生活に困窮する求職者の方等に対し、ハローワークにおいて恒常的にワンストップの総合相談等を行えるよう、全国の主要なハローワークに「住居・生活支援アドバイザー」を配置し、第二のセーフティネット支援施策及び関連支援施策に関する総合相談及び実施機関への誘導を行う。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 就職支援アドバイザー事業 ハローワークに「就職支援アドバイザー」を配置し、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない者に対しては、早期にキャリア・コンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細やかな相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業者に至ることのないよう支援する。		心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者に対して、早期にキャリア・コンサルティング技法等を活用しながら、きめ細やかに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業者に至ることのないよう支援を行う。なお、本事業は平成22年度をもって廃止し、就職支援ナビゲーター(早期就職支援)による就職支援プログラムに統合した。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 失業者向け生活関連情報提供サービス事業 ハローワークインターネットサービスにおいて、失業に伴う公的保険等の変更手続き等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。また、全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対し、専門家によるメール相談の体制整備等を実施する。	失業者向け生活関連情報提供サービス事業 ハローワークインターネットサービスにおいて、失業に伴う公的保険等の変更手続き等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報提供を実施している。また、全国のハローワークの求職者を対象に、ストレスチェックシートの作成・配布、心の悩み・不安等の相談に対し、専門家によるメール相談の体制整備等を実施する。	失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図るため、①求人確保体制の強化(個別求人開拓の実施)、②失業等給付受給者に対する就職支援セミナーの集中的実施、③求職者のストレスチェック及びメール相談の実施、④職務経歴書の書き方の説明書等作成による長期失業防止策、を実施する。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3)失業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省 非正規労働者総合支援事業(専門家による生活相談) 非正規労働者総合支援センター(キャリアアップ・ハローワーク)及び非正規労働者総合支援センター(キャリアアップ・ハローワーク)において、臨床心理士、ケースワーカー及び社会保険労務士等の専門家による心理相談や生活支援制度、各種公的保険制度等に関する専門的な相談を定期的に実施する。	非正規労働者総合支援事業(専門家による生活相談) 非正規労働者総合支援センター(キャリアアップ・ハローワーク)及び非正規労働者総合支援センター(キャリアアップ・ハローワーク)に加え、全国の主要なハローワークにおいて、臨床心理士等の専門家による心理相談や生活支援制度、各種公的保険制度等に関する専門的な相談を定期的に実施する。	非正規労働者は、能力・経験や求職活動のノウハウ不足等から、安定した職業に移行できない状況にあることから、安定した職業に就くことを希望する非正規労働者のニーズや能力に応じて、様々な支援をワンストップで提供し、非正規労働者の就労促進を図る。			

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額		再掲等
306,237	-	0	-	368,769	(内数)	都道府県	補助	368,769	(内数)	196,866	-	0	-	
				30,870	-	民間団体	補助	30,870	-					
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
1,849,860	-	0	-	1,817,795	-	民間団体等	委託	0	-					
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)					
										1,307,736	-	220,736	-	第一次補正
582,004	-	0	-	567,219	-	-	-	0	-					
13,706	-	0	-	13,277	-	民間団体	委託費	13,277	-	19,700	-	0	-	
3,378,302	(内数)	0	-	2,358,432	(内数)	-	-	0	-	3,118,702	(内数)	0	-	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)			
						目的	評価等		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(3) 実業者等に対する相談窓口の充実等	厚生労働省	地域若者サポートステーション事業 地域若者サポートステーション事業について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充(100か所→110か所)するとともに、アウトリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し、ノート等の縮減を図る。	学校卒業、中途退学後又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するためには、社会人、職人としての基本的な能力等の養成だけに留まらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は、各人の置かれた状況に応じて、個別的に行うことが必要となっている。 このため、各地域において、地方自治体の主導により、関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、これを活用した若者の職業的自立支援の取組を促進していくことが必要となっている。 各地域におけるこのような取組を促進するため、本事業を実施する。					
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(6) 危険な場所、薬品等の規制等	厚生労働省	○毒薬及び劇薬について 平成22年度医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱いについて確認、指導を実施。	○毒薬及び劇薬について 平成23年度医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱いについて確認、指導を実施予定。	毒薬及び劇薬については、薬事法(昭和35年法律第145号)第44条から同法第48条までの規定等を参照のうえ、適切な保管管理等の徹底がなされるよう留意。	国家検定・国家検査については、法定事項に基づく検査とそれに付随する必要経費であり、目直しは難しいものとなるが、送付方法の効率化などについて検討したい。一斉取締については、検査対象品目の選定や立入調査目標値の設定において、さらに効果的かつ効果的な設定をしたい。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(6) 危険な場所、薬品等の規制等	厚生労働省	○毒物及び劇物について 自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業者等に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図った。	○毒物及び劇物について 自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業者等に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図る。	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づき、同法で定められた毒物及び劇物の取締り及び安全対策等を所管業務として実施。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(9) 介護者への支援の充実	厚生労働省	○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修を実施。	○地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修を実施予定。	地域包括ケアの考え方を踏まえたセンターの一体的な運営や地域のネットワーク構築を担う中心となる職員を重点的に育成するため、センター全体をマネジメントするセンター長やリーダー的な役割を担う経験豊富な職員を対象として、センター内の中心的な役割をもつ職員を育成し、センター内の指揮や地域で行われる研修における講師として活動すること等により、効果的・効果的な事業展開を図る。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(9) 介護者への支援の充実	厚生労働省	高齢者権利擁護等推進事業費 地域包括支援センターを中心とした権利擁護事業(養護者による虐待防止を含む)や介護サービス従事者による虐待防止等の取組みを推進するため、介護施設・サービス事業従事者に対して研修等を実施するとともに、権利擁護に関する専門的相談・支援体制を構築する。	高齢者権利擁護等推進事業費 地域包括支援センターを中心とした権利擁護事業(養護者による虐待防止を含む)や介護サービス従事者による虐待防止等の取組みを推進するため、介護施設・サービス事業従事者に対して研修等を実施するとともに、権利擁護に関する専門的相談・支援体制を構築する。	介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号)の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。 こうした観点から、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県が地域の実情に応じた専門的な相談体制等を整備するなど、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするもの。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(11) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施。	○自殺予防総合対策センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施予定。	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先端的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効果的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図ることを目標として実施。	○治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:1087件) ○発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術誌に掲載された科学論文)(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:5171) ○ホームページアクセス件数(目標値:前年度以上) 22年度:調査中(21年度:55698319)			
7 自殺未遂者の再発の自殺を防ぐ取組	(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	厚生労働省	○「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を基にして、「救急医療の従事者を対象に、「自殺未遂者ケア研修」を開催。	○「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を基にして、「自殺未遂者ケア研修」を開催予定。	これまで自殺未遂者及び自死遺族への支援は民間団体の献身的な努力によって支えられてきたが、平成20年3月に取りまとめられた「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」報告書に基づき平成20年度に作成されたガイドラインを踏まえ実施するものであり、専門職をはじめとする多くの関係者の知識及び技術の普及を目的とする。	○成果目標及び成果実績(アウトカム) 自殺者数の減少(数値目標は記載困難) ○活動指標及び活動実績(アウトプット) 自殺未遂者ケア研修4回、自死遺族ケアシンポジウム1回			
7 自殺未遂者の再発の自殺を防ぐ取組	(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	厚生労働省	精神科救急医療体制整備事業費 急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制の整備を進めるとともに、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者の救急搬送受入体制を強化する。	精神科救急医療体制整備事業費 急性期患者への適切な医療体制を更に充実させるため、地域の実情に応じた精神科救急医療体制の整備を進めるとともに、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者の救急搬送受入体制を強化する。	精神科救急医療体制整備事業は、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、都道府県又は指定都市が、精神科救急医療体制を確保することを目的とする。 そのために、都道府県等は、精神医療相談、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域で確保できるように本事業を用いて整備を行うものとする。なお体制整備に当たっては、精神科救急医療体制連絡調整委員会の意見を聞くこと等により、地域の実情に十分配慮するものとする。	○成果目標及び成果実績(アウトカム) 統合失調症の入院患者数(達成度は平成11年を基準とした減少目標の達成率):3年毎に調査のため、22年度はなし。 ○活動指標及び活動実績(アウトプット) 精神保健福祉センター特定相談等事業の実施 都道府県・指定都市数:64			
7 自殺未遂者の再発の自殺を防ぐ取組	(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実	厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金 重傷及び複数の診療科領域(精神科を含む)にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの整備を図る。[H18から統合補助金]	医療提供体制推進事業費補助金 重傷及び複数の診療科領域(精神科を含む)にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの整備を図る。[H18から統合補助金]	救命救急センターの補助として都道府県が救命救急センターを整備し、休日夜間急患センター、在宅当番医制等の初期救命医療施設、病院群輪番制等の第二次救命医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもと、重篤な救急患者の医療を確保することを目的とする。				
7 自殺未遂者の再発の自殺を防ぐ取組	(2) 家族等身近な人の見守りに対する支援	厚生労働省	○「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策を推進。	○「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策を推進予定。	これまで自殺未遂者及び自死遺族への支援は民間団体の献身的な努力によって支えられてきたが、平成20年3月に取りまとめられた「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」報告書に基づき平成20年度に作成されたガイドラインを踏まえ実施するものであり、専門職をはじめとする多くの関係者の知識及び技術の普及を目的とする。	○成果目標及び成果実績(アウトカム) 自殺者数の減少(数値目標は記載困難) ○活動指標及び活動実績(アウトプット) 自殺未遂者ケア研修4回、自死遺族ケアシンポジウム1回			

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額		再掲等
										1,951,515		0		
47,063	(内数)	0	—	35,712	(内数)	都道府県	委託	35,712	(内数)	42,619	(内数)	0	—	
0	—	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—	0	—	
99,899	(内数)	0	—	80,833	(内数)	民間団体	委託	80,833	(内数)	93,489	(内数)	0	—	
314,815	(内数)	262,428	第1次補正(内数)	194,539	(内数)	都道府県	補助	194,539	(内数)	158,211	(内数)	0	—	
4,595,334	(内数)	0	—	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	—	
18,456	3(9)再掲	0	—	9,435	3(9)再掲	民間事業者	委託	9,435	3(9)再掲	17,164	3(9)再掲	0	—	
2,296,703	5(6)再掲	0	—	1,534,370	5(6)再掲	都道府県指定都市	補助	1,534,370	5(6)再掲	1,802,417	5(6)再掲	0	—	
30,602,739	(内数)	0	—	27,775,976	(内数)	都道府県	補助	27,775,976	(内数)	25,939,205	(内数)	0	—	
18,456	3(9)再掲	0	—	9,435	3(9)再掲	民間事業者	委託	9,435	3(9)再掲	17,164	3(9)再掲	0	—	

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考	
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額		再掲等
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
18,456	3(9)再掲	0	-	9,435	3(9)再掲	民間事業者	委託	9,435	3(9)再掲	17,164	3(9)再掲	0	-	
448,437	(内数)	0	-	324,962	(内数)	中央労働災害防止協会	委託費	324,962	(内数)					
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)					
4,595,334	(内数)	0	-	4,595,334	(内数)	独立行政法人	運営費交付金	4,595,334	(内数)	4,513,270	(内数)	0	-	
130,325	-	0	-	28,101	-	都道府県指定都市	補助	28,101	-	132,330	-	0	-	
										2,869		0		

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に係る施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に係る施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)		
						目的	評価等	
9 民間団体との連携を強化する取組	(3)民間団体の電話相談事業に対する支援	厚生労働省 ○「自殺防止対策事業」で、相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の団体に対し、財政的支援を実施。	○「自殺防止対策事業」で、複数の団体に対し財政的支援を実施予定。	民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺防止対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にある。自殺防止対策事業は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置づけられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的とする。			○	
9 民間団体との連携を強化する取組	(4)民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	厚生労働省 ○「自殺防止対策事業」で、先駆的・試行的な自殺対策の取組を行う民間団体に財政的支援を実施。	○「自殺防止対策事業」で、先駆的・試行的な自殺対策の取組を行う民間団体に財政的支援を実施予定。	民間団体の相談活動などの取組は、多くの自殺の危機にある人を援助しており、自殺防止対策を進める上で不可欠であるが、こうした取組は、善意の寄付、熱心なボランティア、企業の社会貢献事業に支えられている状況にある。自殺防止対策事業は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置づけられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を行うことを目的とする。			○	
9 民間団体との連携を強化する取組	(4)民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	厚生労働省 セーフティネット支援対策等事業費補助金 地方自治体や民間団体等が行う今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な支援事業に対して、補助を行う。【統合補助金】	セーフティネット支援対策等事業費補助金 地方自治体や民間団体等が行う今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的な支援事業に対して、補助を行う。【統合補助金】	地方自治体等が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、もって生活保護受給者を含む地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的とする。				
厚生労働省計(施策数)		60	59				31	0
4 心の健康づくりを進める取組	(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備	農林水産省 ○農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動を推進。	○農村地域の高齢者、女性等の活動促進のための、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備への支援を実施予定。	知識・技術が豊富な高齢者による担い手支援活動を助長するため、農村地域の高齢農業者のための生活支援等の助け合い活動を支援。	女性の登用が進んでいない地域を中心に全国5箇所において地域研修会等を開催するとともに、家族経営協定の推進に向けたシンポジウム及び女性起業支援に向けた研修会等を開催した。 また、助け合い活動担当者を対象にした研修会を開催(27郡県)。 なお、本事業は自殺総合対策に特化したものではなく、「食料・農業・農村基本法」等を踏まえ実施しているものであり、その中で施策を実施していく上で副次的な効果を期待するものである。			
4 心の健康づくりを進める取組	(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備	農林水産省 ○農村地域の高齢者、女性等の活動促進のための、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備への支援を実施。	○農村地域の高齢者、女性等の活動促進のための、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備への支援を実施予定。	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。	農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画等701件(継続計画559件、新規計画142件)に対して、生産基盤及び施設の整備、生活環境施設の整備、地域間交流拠点の整備等の取組を支援した。 なお、本事業は自殺総合対策に特化したものではなく、「食料・農業・農村基本法」等を踏まえ実施しているものであり、その中で施策を実施していく上で副次的な効果を期待するものである。			
4 心の健康づくりを進める取組	(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備	農林水産省 ○高齢者等の生きがい発揮に資する特用林産物活用施設等整備を推進。	○高齢者等の生きがい発揮に資する特用林産物生産基盤整備等を推進。	特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備	地域の特性に応じた生産・供給体制を確立するため、きのこ生産施設等を整備した。 なお、本事業は自殺総合対策に特化したものではなく、「森林・林業基本法」等を踏まえ実施しているものであり、その中で施策を実施していく上で副次的な効果を期待するものである。 ○きのこの生産量 H20:44.7万トン H21:45.6万トン H22:46.4万トン			
農林水産省計(施策数)		3	2				0	0
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省 ○「新創業融資制度」の着実な実施と広報に努めた。	○引き続き、「新創業融資制度」の着実な実施と広報に努める。	新たに事業を始める者や事業を開始して間もない者が無担保・無保証人で利用できる「新創業融資制度」を取り扱っている。	平成22年度における新創業融資制度貸付実績は、10,522件(357.8億円)である。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省 ○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)制度」を実施。	○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)制度」を実施。	いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者の再挑戦を支援するために必要となる資金の貸付に關し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。				
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省 ○47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応。	○47都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、中小企業における事業の再生に関する相談から再生計画の策定支援まで対応。	経営環境の悪化しつつある中小企業に対し、多様な事業内容や課題も地域性が強いという中小企業の特性を踏まえ、各地域の関係機関や専門家等が連携して、きめ細かに中小企業を取り組む事業再生を支援することにより、地域経済において大きな役割を果たす中小企業の活力の再生を図る。	成果目標の達成に近づいており、再生支援協議会に対する外部からの信頼性も向上し、金融円滑化法の施行により相談件数が減少しているものの、金融調整に難航するような難易度の高い案件が協議会に持ち込まれている。このような経済状況において、更に適時適切に対応する必要があり、関係機関等との連携を更に強化するとともに、更なる専門家の能力向上を実施していく。			

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	
111,734	-	0	-	未確定	-	民間団体	補助	0	-	111,834	-	0	-
111,734	9(3) 再掲	0	-	未確定	9(3) 再掲	民間団体	補助	0	-	111,834	9(3) 再掲	0	-
24,000,000	(内数)	0	-	23,195,278	(内数)	都道府県、指定都市、中核市、民間団体	補助	0	-	20,000,000	(内数)	0	-
6,418,278		0		4,804,238				426,304		8,281,923		220,736	
182,844	(内数)	0	-	173,638	(内数)	協議会等	補助	173,638	(内数)				
24,591,055	(内数)	2,000,000	(内数)	29,662,028	(内数)	都道府県市町村等	補助	29,662,028	(内数)	18,356,768	(内数)	1,100,000	第3次補正(内数)
7,084,642	(内数)	0	-	8,648,923	(内数)	都道府県市町村等	補助	8,648,923	(内数)	1,610,418	(内数)	7,147,676	第4次補正(内数)
0	(注)	0		0	(注)			0	(注)	0	(注)	0	(注)
1,704,000	-	0	-	1,763,601	-	日本政策金融公庫	補給金	1,704,000	-	1,548,000	-	0	-
99,569	-	0	-	19,023	-	株式会社日本政策金融公庫	補給金	19,023	-	99,389	-	400,000	第2次補正
5,010,752	-	0	-	4,005,158	-	商工会議所、県中小企業支援センター等	委託費	4,005,158	-	4,199,981	-	3,023,299	第2次補正
												4,499,971	第3次補正

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)		
						目的	評価等	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	○全国84か所の中小企業応援センターにおいて、弁護士による中小企業経営者のための法律相談等に対応。	○引き継ぎ、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。	(中小企業応援センターにおける法律相談) 平成22年9月7日に政府の「自殺対策タスクフォース」が「年内に集中的に実施する自殺対策の取組」を決定し、「全国の主要商工会議所、各都道府県の商工会連合会に設置されている経営安定相談室において中小企業経営者等に対する経営相談の一層の強化を図るとともに、全国の中小企業応援センターにおいて経営者法律相談等を実施する。」ことが盛り込まれたことを受け、実施するもの。 (中小企業経営支援体制連携強化事業) グローバル化による競争激化や少子高齢化による人口構造の変化等、直面する高度・専門的な課題の解決に取り組む中小企業を支援する中小企業支援機関の経営支援能力を補完・強化する機能を国レベルで整備し、中小企業支援機関が有効に活用できる仕組みを構築する。	(中小企業経営支援体制連携強化事業) 事業の適切な執行を行うべく、予算執行機関である各地方経済産業局を通じて、委託契約先である中小企業応援センターの執行状況の把握を行った。	○	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。	○引き継ぎ、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助。	都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業及び日本商工会議所が行う支援事業を補助し、連立倒産の危機や資金繰りの目的が立たない等の理由により経営難に直面している中小企業の経営立て直しのための相談を受ける当該相談事業の円滑な実施を図る。	地域力活用新事業創出支援事業については、行政事業レビューの指摘をふまえ、平成23年度事業から補助率を導入し、また、採択にあたっては、競争性をより一層高めること、個々のプロジェクトにおいて設定した成果目標に対し、その目的達成が可能な事業展開となっているかどうか、予算額が適切であるかどうか等を審査し、採択を行っている。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	○年末において、関係機関の協力の下、利用者が1つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デー」を開催するとともに、2011年3月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談できる電話相談を実施した。	○引き継ぎ、各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国48か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、相談員及び弁護士が無料で対応。	全ての都道府県で11月中旬から順次開催し、年末の資金繰りから毎月開催、雇用調整助成金の相談まで1か所に対応するもの。	(成果指標) 下請かけこみ寺満足度(「問題解決の糸口となったか」の問いに対し「満足」及び「やや満足」と答えた事業者の比率)(平成21年度11月より実施)22年度成果実績:84.0%(達成度:100.0%)、24年度目標値90.0% (点検結果) 下請かけこみ寺事業は事業開始以降3年が経過し、相談件数は多少の増減はあるも、相当程度活用されている。利用者の満足度も高く、事業を継続することが必要と考える。その際、相談体制の更なる強化・充実、無料弁護士のより効果的な活用方法の検討、関係機関との連携等による活用の促進等に取り組んでいく。また、下請ガイドラインについては、事業者に対して周知する余地が大きいため、下請ガイドラインの活用実績も増えていることなどから、今後も説明会を継続して、下請ガイドラインの普及に努める必要がある。その際、事例紹介を増やしてほしい等の受講者のニーズを踏まえ、カリキュラムの改善、下請ガイドラインの改訂、新規策定等に反映していく。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	○各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国48か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、相談員及び弁護士が無料で対応。	○引き継ぎ、各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国48か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、相談員及び弁護士が無料で対応。	本事業は、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、同法の普及啓発及び下請事業者からの相談体制を強化するとともに、官公需情報の中小企業者への提供を通じて、特定の親事業者に依存しない経営基盤を確立し、親事業者との交渉力を高めることにより、中小企業の取引適正化及び経営の安定を図ることを目的とする。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	○自殺対策強化月間に先立ち、約四百の中小企業関係機関・団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を行うとともに、全国約八千人の商工会・商工会議所経営指導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応を図るよう中小企業関係機関・団体に要請。	○自殺対策強化月間に先立ち、中小企業関係機関・団体を通じて当該月間等の周知を図るとともに、中小企業から相談等を受ける機関・団体にきめ細かい対応を要請するもの。	自殺対策強化月間に先立ち、中小企業関係機関・団体を通じて当該月間等の周知を図るとともに、中小企業から相談等を受ける機関・団体にきめ細かい対応を要請するもの。		○	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(4)経営者に対する相談事業の実施等	経済産業省	○平成23年3月1日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」について、4月1日から継続。	○平成23年3月1日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」について、4月1日から継続。	震災の影響を受けた中小企業・個人事業主を対象として、どこに相談したらよいかなど困った場合に活用してもらうため、「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進	経済産業省	○インターネット上のコンテンツに関する民間における対応の支援。	○インターネット上のコンテンツに関する民間における対応の支援。	サイト事業者によるセルフレイティングのためのマニュアル・ガイドライン等を整備するとともに、サイト事業者やフィルタリング事業者等の関係者が、協力して有害情報から青少年を守るために取り組むべき施策に関する検討を支援する。	事後評価等は受けていない。なお、「青少年インターネット環境整備基本計画フォローアップ結果(平成22年度)」を内閣府の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」にかけた際には、特段の指摘はなかった。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(7)インターネット上の自殺関連情報対策の推進	経済産業省	○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。	○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。	青少年・保護者及び学校関係者を対象として、フィルタリングの重要性及びインターネットの適切な利用法についての説明会を実施。今後、教育現場等において保護者や子どもを対象としたセミナーを全国で実施し、インターネット上の違法・有害情報の現状及び対処策に関する理解向上を図る。 警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国のNPO等と連携して実施している「インターネット安全教室」を再開。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。	事後評価等は受けていない。なお、「青少年インターネット環境整備基本計画フォローアップ結果(平成22年度)」を内閣府の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」にかけた際には、特段の指摘はなかった。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(8)インターネット上の自殺予防事業等への対応等	経済産業省	○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。	○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。	青少年・保護者及び学校関係者を対象として、フィルタリングの重要性及びインターネットの適切な利用法についての説明会を実施。今後、教育現場等において保護者や子どもを対象としたセミナーを全国で実施し、インターネット上の違法・有害情報の現状及び対処策に関する理解向上を図る。 警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国のNPO等と連携して実施している「インターネット安全教室」を再開。引き続き、警察庁と密接に連携することにより、「インターネット安全教室」を全国各地で開催し、一般利用者における情報セキュリティに関する基礎的な知識の普及を図る。	事後評価等は受けていない。なお、「青少年インターネット環境整備基本計画フォローアップ結果(平成22年度)」を内閣府の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」にかけた際には、特段の指摘はなかった。	-	-
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(8)インターネット上の自殺予防事業等への対応等	経済産業省	○インターネット上のコンテンツに関する民間における対応の支援。	○インターネット上のコンテンツに関する民間における対応の支援。	サイト事業者によるセルフレイティングのためのマニュアル・ガイドライン等を整備するとともに、サイト事業者やフィルタリング事業者等の関係者が、協力して有害情報から青少年を守るために取り組むべき施策に関する検討を支援する。	事後評価等は受けていない。なお、「青少年インターネット環境整備基本計画フォローアップ結果(平成22年度)」を内閣府の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」にかけた際には、特段の指摘はなかった。	-	-
経済産業省 計		(施策数)	10	8			2	0

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	
4,021,482	(内数)	0	-	3,809,330	(内数)	商工会連 合会、商 工会議 所、中小 企業団体 中央会等	委託	3,809,330	(内数)				
36,675	-	0	-	23,013	-	全国商工 会連合 会、日本 商工会議 所	補助	23,013	-	36,687	-	0	-
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-				
714,561	(内数)	0	-	531,424	(内数)	全国中小 企業取引 振興協会	委託	215,419	-	429,588	(内数)	195,000	第3次補 正
0	-	0	-	0	-	-	-	0	-				
										0	-	0	-
419,726	(内数)	0	-	394,794	(内数)	民間団体 等	委託	394,794	(内数)	428,808	(内数)	0	-
419,726	(内数)	0	-	394,794	(内数)	民間団体 等	委託	394,794	(内数)	428,808	(内数)	0	-
419,726	6(7) 再掲 (内数)	0	-	394,794	6(7) 再掲 (内数)	民間団体 等	委託	394,794	6(7) 再掲 (内数)	428,808	6(7) 再掲 (内数)	0	-
419,726	6(7) 再掲 (内数)	0	-	394,794	6(7) 再掲 (内数)	民間団体 等	委託	394,794	6(7) 再掲 (内数)	428,808	6(7) 再掲 (内数)	0	-
6,850,996		0		5,810,795				5,966,613		5,884,057		8,118,270	

「自殺総合対策大綱」の項目	担当府省	自殺予防対策に関する施策の取組状況(平成22年度)	自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定(平成23年度)	施策の目的(平成22年度及び23年度)	施策の効果の評価等(平成22年度)	自殺予防対策関係(平成22年度)	
						目的	評価等
4 心の健康づくりを進める取組	(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備 国土交通省	○高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。	○引き続き、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。	都市公園事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	国土交通省の政策評価(平成22年度政策チェックアップ評価書)において、1人当たり都市公園等面積の平成22年度実績値は9.8㎡/人であり、目標値10.3㎡/人(平成24年度)の達成に向けて順調に推移しており、「引き続き計画的に都市公園の整備を推進していく」と評価。		
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(6)危険な場所、業品等の規制等 国土交通省	○特定行政庁を通じて、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保を図った。	○引き続き、特定行政庁を通じて、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保に努める。	屋上からの転落防止等の安全確保を図るため、高層建築物等の屋上では、建築基準法に基づき柵や金網等の設置を義務付けており、また、建築物防災週間において、既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底について、建築物の所有者等に対して広く周知しており、その実施結果については取りまとめて公表している。			
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組	(6)危険な場所、業品等の規制等 国土交通省	○鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進。 ○鉄道事業者をメンバーとする「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を立ち上げた。	○引き続き、鉄道駅のプラットフォームにおいて、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進。	鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等をはじめとした駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア(可動式ホーム柵を含む。)の設置を促進。	評価結果について、毎年、ホームドア設置数については公表しているが、ホームドア設置後、どの程度事故が減少したかについての評価したものはない。		
国土交通省 計 (施策数)		3	3			0	0
合計		11府省137施策	11府省132施策	施策の目的等において自殺予防が明記されているもの及び自殺予防対策としての効果の評価等を行っているもの		8府省 69施策 (50.4)	1府省 1施策 (0.7)
		うち、自殺予防対策に関する施策の予算額として計上されているもの:7府省55施策 自殺予防対策に関する施策の予算額として計上されていないもの:11府省82施策		施策の目的等において自殺予防が明記されていないもの		10府省 68施策 (49.6)	—

平成22年度予算額				平成22年度決算額					平成23年度予算額				備考
当初予算額	再掲等	補正予算額	再掲等	決算額	再掲等	支出先	支出方法	支出金額	再掲等	当初予算額	再掲等	補正予算額	
16,306,000	(内数)	0	—	15,918,997	(内数)	国	直轄	15,918,997	(内数)	17,359,000	(内数)	△ 13884	第1次補正
												12,105	第3次補正
7,938,000	(内数)	0	—	18,421,150	(内数)	地方公共団体	補助	15,485,437	(内数)	3,970,720	(内数)	0	—
						(独)都市再生機構	補助	2,935,713	(内数)				
2,200,000,000	(内数)	185,448,000	第1次補正(内数)	1,534,758,439	(内数)	地方公共団体	補助	1,534,758,439	(内数)	1,753,900,000	(内数)	0	—
0	—	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—	0	—
21,120,000	(内数)	0	—	19,730,789	(内数)	独立行政法人(公営事業者等)	補助	19,730,789	(内数)	21,120,000	(内数)	0	—
						[うち繰越額7,852,257](内数)							
3,940,000	(内数)	0	—	12,707,575	(内数)	交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金	補助	12,707,575	(内数)	30,530,092	(内数)	0	—
						[うち繰越額10,586,179](内数)							
						鉄道事業者	補助						
0	(注)	0	—	0	(注)	—	—	0	(注)	0	(注)	-1,779	—
14,057,633		0	—	10,946,047		支出額 計		7,106,665	(100.0)	14,964,181		8,337,227	—
		14,057,633	—			うち、民間団体等への支出額		212,094	(3.0)			23,301,408	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「自殺予防対策に関する施策の取組状況（平成 22 年度）」欄及び「自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定（平成 23 年度）」欄は、「平成 23 年版自殺対策白書」において公表されている「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」及び「平成 23 年度自殺対策関係予算額（案）について」（平成 23 年 1 月内閣府自殺対策推進室）に掲記されている平成 22 年度及び 23 年度の自殺予防対策に関する施策の取組状況及び実施予定を記載した。
- 3 「施策の目的」欄は、当該施策に係る実施要綱、行政事業レビューシート等に記載された施策の実施目的等を記載した。
- 4 「施策の目的の達成状況等の評価等（平成 22 年度）」欄は、当該施策に係る事業評価書、行政事業レビューシート等に記載された施策の目的の達成状況等の評価等を記載した。
- 5 「自殺予防対策関係」の「目的」欄は、「自殺総合対策大綱における施策の実施状況」に掲載されている施策の取組状況」欄及び「施策の目的」欄に記載されている、平成 22 年度の施策の実施状況や実施目的において、「自殺予防」等の文言が記載されているなど、自殺予防対策としての目的又は取組状況が明記されているものは「○」を付し、明記されていないものは空欄としている。
- 6 「自殺予防対策関係」の「評価等」欄は、「施策の目的の達成状況等の評価等（平成 22 年度）」欄に記載された施策の目的の達成状況等の評価等からみて、各施策を実施する府省において、当該施策について自殺予防対策としての効果の評価等を行っている場合には「○」を付し、そうでない場合には空欄としている。
- 7 「平成 22 年度予算額」欄及び「平成 23 年度予算額」欄は、当該施策に係る平成 22 年度及び 23 年度における当初予算額及び補正予算額を記載した。
- 8 「平成 22 年度決算額」欄の「決算額」欄には当該施策に係る平成 22 年度決算額を記載し、「支出先」欄、「支出方法」欄及び「支出金額」欄には、決算額のうち都道府県・市町村、独立行政法人、民間団体等に支出を行っている場合に、支出先とそれぞれの支出先への支出方法（委託等、補助等）及び支出金額を記載した。
- 9 「平成 22 年度予算額」欄、「平成 22 年度決算額」欄及び「平成 23 年度予算額」欄におけるそれぞれの「再掲等」欄には、以下のとおり記載している。
- i) 各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合（当該施策の予算額が内数であるもの）には「内数」と記載し、当該事業全体の予算額は合計額には計上していない。
- なお、内閣府が公表している「自殺対策関連予算（案）について」では、各府省が実施する事業のうちの一部が自殺予防対策に関する施策であり、当該施策のみの予算額を把握することができない場合については、当該事業全体の予算額は合計額には計上されていない。
- ii) 他の事項で計上された予算額の再掲である場合には「再掲」と記載し、合計額には計上していない。
- iii) 各府省における予算額又は決算額の合計金額が「0（千円）」と表記されている場合に、当該施策の予算額が内数であるものを含む場合には、「(注)」と記載している。